

6 罪・罰

文化12年 12・3 新町忠五郎伴不届きに付き首鎖

(十二月十七日赦免)

文化13年 2・27 帳外者帰住願い許可(博勞町平田屋

・福田屋)

文化14年 3・9 荒木村弥七、追し込め中の処赦免

6・28 仙石左京家来、町方にて品物借り受け

出奔

7・4 七軒町堀橋の上にて、夜ふけまで騒々

しく、追し込め(博勞町)

7・5 魚屋町大工新兵衛方不審火、近ごろ怪

しき趣所々

7・8 大矢恒吉方、裏板屋に不審火

7・9 十三歳の娘、盗みにて手鎖(川原町)

7・26 無宿者、不法に付き入牢

7・26 他所者を無断留め置き、過料三貫文

8・21 行跡悪く首鎖(水上村)追し込め(宮内

村佐兵衛及び町方)

9・14 諸杉祭礼に不都束^{ふっつぶ}あり注意(五町町役人、

若者)

11・7 村役人へ無届けにて、村割り米差し遣

わし過料(博勞町・上野村)

文化15年 4・7 御大工松助、柿方太右衛門、御職

人並利七、不都束に付き処罰

4・19 酒勾清兵衛召抱えの下人岩藏、悪事を

働き逃亡

4・20 右岩藏を酒勾薫召し捕り

4・21 東御門上堀、櫓台下駒寄せに、雨傘、

鞋^ぢあり吟味

4・23 岩藏こと丹波村出生善次郎、自供書

4・25 善次郎入牢

文政元年 5・21 御買物方盜賊一件(犯人、下目付徳

藏自殺

- 5・21 土川治部助不都束の儀あり出奔
- 5・24 御勘定部屋にて、奉行預かりの銀札七百匁余紛失

- 6・2 八木町若者、博労町鍋屋甚助方にて口論

- 6・7 材木伐り出しの節不審の儀あり白状に及びに手鎖、入牢(坪井・長砂村、川原町ほか)

- 7・8 評席申し渡し(宍田町治六ほか)

- 8・11 町方九人の者共、理不尽に付き手鎖

- 8・23 氏神祭礼に、歌舞伎狂言等催し手鎖

(細見村)

- 文政2年 3・5 重き御役人へ下座せず追し込め

(本町嶋屋源次・糺屋勘五郎伴)

- 3・12 二月二日、御出先で不都束あり追し込め(袴狭村平五郎七十二歳)

(袴狭村平五郎七十二歳)

- 4・2 不実の会合に付き入牢、首鎖(桐野村)

吉次郎ほか)

- 4・23 御家中の脇差、盗み取り出奔(兄戸メ、名主・組頭追し込め、組合叱り等)

- 5・7 女に手をかけ首鎖(新町水石屋治七弟与之助・漆屋平次伴助蔵)

- 5・16 御家中の下女打擲に及び首鎖(田結庄町川崎屋新助)

- 8・26 御家中へ不法を申しかけ追し込め(魚屋町絹屋佐七)

- 12・7 経王寺塔中、感応院の品物盗難

- 12・12 千世、盗みにより十町引き廻しの上、

追い払い

- 12・18 賈札使にせきざしい召し捕り(久畑村二名、魚屋町表具屋利兵衛)

表具屋利兵衛)

- 12・25 賈札使い一味入牢

- 12・25 入牢人重蔵、正月末迄福成寺御預け、

許可

- 文政3年 正・28 重き役人に下座せず追し込め(裏

町加助伴惣六)

2・朔 出火により三日追し込め(宮内村)

2・16 口小野村喜助、鍛冶屋村にて口論に及び候処、沙汰に及ばず

4・2 新町の後家宅に先月二十九日夜、賊入り四貫八百匁盗難

4・20 富突き致し手鎖(弘原中村 与八―八十 八歳)

4・27 殺生にて追し込め(八木町又蔵)

4・27 他所者、無断宿泊に付き戸メ

7・7 上に対し偽り申し達し不届きに付き、

手鎖(新町)

7・20 兄弟酒狂いにて口論の末、兄死亡、弟

重体

7・27 評席申し渡し、過料三貫文の上手鎖ほ

か(町方)

7・27 兄殺害犯人自滅、亀蔵死骸仕置場に取り捨て、晒し

7・29 亀蔵死骸晒し済み候に付き、水上村下

惣三味埋め

8・17 八木町名主小兵衛、不都東に付き追し込め(二十二日赦免)

10・27 富くじ似寄りの会合にて、主なる者共手鎖、追し込め

11・12 富くじ似寄りの会合を致し、不届きに付き追し込め(川原町繁八)

12・晦 五十敵たて引き廻し後、追ひ払い(魚屋町 表具屋利兵衛ほか)

文政4年 5・24 城下四軒の者、昨夜品々紛失届け

5・25 今朝松暎、門外等、四件の拾い物届け

6・19 豊岡町にて盗みの三宅村百姓直次、追

い払い

7・晦 江戸詰め中、身持ちいかかわしく不都東に付き、慎み仰せ付け(一柳加治馬、柘植九

左衛門ほか)

8・24 悪虚無僧季仙、忍誓の仕置書

9・7 宵田町にて刃傷沙汰あり、科人とがじん召し捕

り

10・16 榎見村百姓三人帰国して直ちに入牢

(満員のため揚り屋入り)

10・27 所々小盗にて、十町引き廻しの上追い

払い(本町甚三郎)

11・19 榎見村百姓ほか入牢人三人、出牢申し

付け

12・朔 御家風に合わず、矢師赦免当地引き払

い

12・21 加印札取り遣り不都束に付き首鎖(田

結庄町)

12・29 上鉢山村百姓、悪米を重ねて上納に付

き注意

12・晦 川原町池田屋伊六、右に加担し同じく

注意

12・晦 田結庄町久兵衛弟栄治注意

文政5年 2・28 銀札切手取り引きに不審あり手鎖、

追し込め

5・12 評席申し渡し、家中内に不敬に付き手

鎖(本町利七)

7・朔 評席申し渡し(伊助赦免)

8・4 本町境界争いにて戸ノ二人、入牢一人

8・16 歌舞伎、狂言催し、不届きに付き追し

込め、手鎖(上野・寺坂・榎見村)

11・朔 殺生留め場(日野辺村)で魚とり、追し

込め(桐野村)―七日赦免

12・朔 丹後の百姓へ網殺生させる様、役人に

口添え手鎖(十日赦免)

文政6年 4・24 出火、不害筋に付き吟味中、溜ま

り場入り(裏町八次郎)

6・24 裏町八次郎、組合より歎書を以って願

い候に付き赦免

9・4 御家中へ不届きに付き叱り(奥山村要助)

12・7 榎見在、坪口在、山論出入りに付き、

役人明後日出郷

12・19 裏町火事にて不埒あり追し込め(裏町

与三兵衛、二十七日赦免)

文政7年 4・29 操り芝居興行願い、持ち地不行き

届き注意(博勞町庄屋)

6・14 不実の会合にて入牢、追し込め申し渡し

6・23 銀札の似寄り札致し不届き、首鎖、追し込め、叱り……

7・12 竹野屋勘右衛門入牢赦免、商売替へ申し付け

閏8・23 村役人へ筋立たず入牢(桐野村庄九郎・九月二十七日赦免)

10・27 肥草一件にて榎見在と坪口在争論(二人入牢)

11・3 榎見在忠五郎以下改心、(五日坪口在の者入牢赦免)

11・15 評席申し付け(三笠付け、糸出入り、炭舟下等にて追し込め)

11・27 肥草一件の者入牢赦免(坪口在)

文政8年 3・15 (当月六日桐野村慈眼寺鐘鐺の節)装束取り飾り参詣、不届きに付き注意(魚屋町)

3・19 桐野村小役人へ過言に及び手鎖(和屋在善次郎)

8・27 不都束の儀に付き、叱りの上追し込め(宵田・田結庄町)

8・29 袴狭村若者休みの事に付き、乱暴に及び領分御構い、入牢など

文政9年 2・13 評席処罰(不届きの儀、不実の会合)

2・29 肥草一件にて追い払い(榎見在)

3・2 同右(六太夫、吉郎太夫、家族引き払い)

3・13 肥草一件にて追い払い(榎見在小右衛門)

3・13 14 肥草一件越訴人江戸より帰着、入牢

4・朔 評席(不実の会合など)申し渡し

4・7 大塚甚太夫方にて、本町藤七娘はる窃

盗

4・9 右はる組合預かり中、用便より出奔行

方不明

5・13 御用状、等閑に付き追し込め、(本町糺

屋勘五郎)

6・19 不実の会合に宿借し入牢(伊豆村百姓)

11・9 榎見在百姓十八人無断他行に付き、溜

まり入り申し付け(十三日赦免)

11・21 榎見百姓六人、無断他行に付き吟味中

溜まり入り

11・27 榎見在百姓赦免願い(見性寺ほか九か寺)

12・9 榎見在百姓赦免

文政10年 4・朔 博勞町庄屋、行事共へ町内若者の

心得違いに付き注意

6・17 五十擲たぎ、入墨、御城下引き廻しの上

追ひ払い、三人(町方)

7・2 御役勤めず赦免願い出の御用達に罰

(家財封印)森尾村

7・8 米屋吉郎右衛門追し込め赦免

10・11 博勞町の町人六人生野地役人に失礼あ

り手鎖(四人二十七日赦免
二人二十一日赦免)

11・21 かたりで十町引き廻しの上追ひ払い

(田結庄町畳屋伊作)

文政11年 正・22 魚屋町鰯屋幸七不屈きの儀あり過

料五貫文

2・15 盗みにより入墨百敲き、引き廻しの上

追ひ払い三国(但馬・丹
後・美作)徘徊差し留め

3・朔 因幡屋新兵衛行事役取り上げ追し込め

申し付け

3・15 不実の会合にて一味処罰(親も含む)

4・朔 不心得につき首鎖(本町駕籠屋孫七)

4・7 去亥年年貢方不都合に付き首鎖、大庄

屋等差し控え伺い(出石町分)

4・13 川原町作人小八先非を悔い親類組合訖

び書にて首鎖赦免

4・18 大坂屋、畑屋追し込め。釜屋新右衛門

伴入牢赦免

4・26 町奉行より博勞町奥山屋忠左衛門不都

束に付き追し込め

5・16 大庄屋名主取り上げ戸メ(吹田屋、行事組頭取り上げ戸メ(魚屋宗七))

7・8 御郡方御土蔵へ賊、金銀六貫七百匁余り紛失

8・5 八朔綱引き不都東にて追し込め(田結庄町)

8・24 榎見元百姓四人先非を悔い、心掛け相改めるに付き帰住赦免

9・18 榎見在源右衛門入牢赦免

10・11 榎見在百姓新兵衛ほか二名帰住

11・18 宵田町肴問屋七人慎み申し付け

12・17 他所者大手西門御門罷り通り咎め申さず門番追し込め

文政12年 2・17 追ひ払いの者共(美含郡)、見届けのため下目付差し出し

3・朔 不実会合にて入牢その他(魚屋町ほか)

3・10 御用の儀等閑に相心得不届き、戸メ申し付け(博勞町樽屋金兵衛)

7・7 本間清左衛門、雪隠より脱走出奔(六月二十四日より尋問の儀あり親類預け申)

7・11 12 13 本間清左衛門召し捕りより自殺まで一件

7・18 清左衛門申し渡し並びに親類その他申し渡し

8・21 豆腐屋、寸法小さく過料(魚屋・小御料庄町)

8・21 不心得者に戸メ、首鎖、他行

10・15 職方不念の儀あり追し込め(御大工忠平、名譽儀八)

12・27 宮内村惣右衛門外五人、追し込め赦免

文政13年 3・20 不実の会合によりそれぞれ手鎖(晦日赦免)

閏3・11 和田山御林中にて松木伐り取り帰り、手鎖、追し込め(永上村十五人)

4・11 不実の会合により庄屋過料、その他手鎖(鍛冶屋村)

10・9 不都東あり、役儀取り上げ追し込めは
か(下・鍛冶屋村ほか)

11・27 不実の会合にて入牢、手鎖、過料(新
町ほか)

12・15 今朝、下郷百姓徒党を組み、川原町口
迄罷り越し、代官差し向け候処逃散し嶋村に
て一人捕え、郷宿預け(文政一揆)

天保2年 正・27 銀談取り計らい不埒に付き手鎖

(本町鍋屋利市)

4・11 山之中大庄屋太郎左衛門(佐々木村)、

役儀取り上げ溜まり入り

4・15 去十二月徒党一件にて入牢の処、歎書
にて村預け

5・朔 追し込め赦免(宵田・八木町)

6・24 久離(去寅二月出奔)、並びに永の暇

(江戸便)

6・27 近所、組合、不和順に付き追し込め

(博勞町丸屋利兵衛)

10・朔 商売渡世不当に付き、溜まり入り申し
付け(町方)

11・5 町方御米上納遅刻候段不届きに付き、
慎み申し付け(名主三郎太夫ほか)

11・11 父又三郎在勤中、町方御米代遅滞に付
き慎み仰せ付け(博勞町庄屋)

天保3年 2・27 仙石富太郎の若党、町人兵助に手

傷を負わし町方より訴人

2・28 八幡屋兵助口書。大森登、恵崎又左衛

門申し立て

4・21 御城山の木盗み取り候に付き追ひ払い

(町分百姓小三郎)

5・15 御用の品納め方、いかがわしく手鎖

(田結庄町鍛冶屋又右衛門)

7・7 家中内へ無礼に付き首鎖(博勞町油屋儀

三郎伴喜兵衛)

7・11 木挽き方次郎兵衛、不都東に付き御充

行一俵減じ御職席(補屋新兵衛次回断)

二 町・在 編

8・朔 油屋直三郎伴喜兵衛赦免、直三郎追し
込め

8・7 八朔の綱引きの節御締まり筋宜しから
ず、町同心叱りの上追し込め

8・11 綱引きの時不届きあり戸ノ(八木町定使
弥助)

9・朔 夜中法外の儀あり、追い払い(小御料庄
町奥山屋伝次)

11・26 材木町堺屋伊兵衛、重々不届きに付き
入牢

11・22 不届きに付き追い払い(嶋村半七)

11・29 不都束に付き手鎖(本町大工又助)

天保4年 2・2 不実会合致し入牢、首鎖(町方)

2・27 不行跡に付き追い払い、手鎖(八木・田
結庄町)

4・2 女囚牢破り(丹後熊野郡谷村志か)

4・7 破牢の女囚丹後峰山近在小西村にて、
取り押さえ帰牢

4・17 三月十七日出牢の博勞町常助・川原町
平四郎再入牢

8・17 知明院谷にて拾い木不届き、慎み申し
付け(町方十二人)

8・29 農業懈り不届きに付き入牢(上野村太次
郎)

8・29 百合にて盆に歌舞伎狂言等催し大庄屋
以下不都束に付き注意

9・21 当月五日新穀売買致し不届きに付き手
鎖(田多地村)

9・23 磯部祭礼の節、社内不都束に付き注
意(宍田・新町)

12・朔 女房新穀売り払い、不行き届きに付き
追し込め(田多地村市次郎)

12・16 御林中にて伐木し、不届き慎み(新町
新蔵伴)

罰 天保5年 5・朔 八木町紺屋六兵衛、不届きに付き

追し込め

7・5 入牢中、村役人親類共より願書あり入

牢赦免(大谷村)

7・5 鍛冶屋村にて組足騒出火に付き、慎み

仰せ付け

正・20 田結庄町龍野屋金次産物会所にて、金

篋筒盗み出奔

正・23 右金次豊岡にて召し捕り、今晚連れ帰

り

3・7 福見村小左衛門、吉十郎よしいなごころ不容易品取り

扱い、入牢及び首鎖

3・11 不都束の儀これ有り候処、歎書により

御慈悲赦免(奮田町)

天保6年 5・27 不埒これ有り追し込め(田結庄町

仁右衛門・小兵衛、魚屋町宇兵衛、ほか)

7・12 他人山に入り込み首領(川原町治作)

7・12 家中の名を以って銀借、重々不届き、

追い払い三国御構い(材木町弥助)

閏7・3 隠し鉄砲打ち候に付き入牢(弘原上村

佐左衛門)

閏7・27 帳外申し付け候処、当町へ罷り在り

候に付き、召し取り追い払い(田結庄町)

11・7 平兵衛、種々不都束に付き、溜まり入

り(見性寺且中、丹後熊野郡鹿野村)

11・19 平兵衛溜まり入り申し付け候処、なお

入牢申し付け

天保7年 4・27 清水御茶屋預かり清八より、盗難

届け

4・晦 小頭只右衛門伴平蔵、清水御茶屋植木

所持、親類預け

5・5 右植木持ち帰り候者共、口書き取り他

行無用申し渡し

5・8 平蔵及び梶田五十二(御茶屋植木盗み取

り犯人)、出奔

5・12 川原口にて網打ち候者、御城下徘徊、

足留め申し付け

6・7 川原町常蔵、為蔵、溜まり牢より抜け

出し

6・9 清水屋敷植木一件、三名の者禁足御免

6・17 不実会合にて、追ひ払い、首鎖、入牢

など(川原町)

6・19 盗み、無届け他行、網殺生の者達処罰

(町方)

6・21 川原町組頭惣次郎、追し込め赦免

6・23 町方、戸メ、行事取り上げ、追し込め

等申し渡し

7・11 いかがわしき寄り合い、不屈ぎに付き、

首鎖、追し込め。入牢中の者、歎書にて赦免

(町方)

7・12 いかがわしき寄り合い、無断他行等に

て首鎖、戸メ(町方)

7・27 清水御屋敷植木一件に付き、支配頭よ

りそれぞれ申し達し

7・27 植木一件、只右衛門親類井筒屋喜助、

大工喜兵衛ら申し渡し

8・2 植木一件、追し込め赦免

8・3 植木一件、井筒屋喜助、平田屋長兵衛

赦免

8・25 上村重次郎ら首鎖

12・28 金次入牢中、田結庄町一統より歎書に

より追ひ払い申し付け

天保8年 正・29 仙石主計次女(十二月二十一日死 七歳未満)忌明

けに答礼配り致し、不念に付き差し控え伺い

2・9 正月十四日、宵田町塩屋太兵衛宅にて

不実会合致し、多人数処罰

2・15 材木町弥助、追ひ払い申し付け候処、

親類・組合願ひ出に付き赦免

2・19 不実会合に付き、在方・町方・組合に

至るまで処罰

2・23 町分大庄屋御免の上、不都束の儀あり

追し込め(出石町分)

2・27 穀留め中新穀売り払い、追し込めその

他(桐野村)

2・29 不届きに付き入牢、及び吟味中溜まり

入り(博勞町大工、川原町大工)

3・7 木懸り場に於いて、取り扱い不都東に

付き、取り上げ追し込め(新町水石屋金五郎)

4・13 新町水石屋与之助、不実会合にて首鎖

5・朔 窃盜未遂に付き入牢(鍛冶屋村源藏・長

平・作平)

5・13 預かり人勇次出奔、行方知れずに付き、

追し込め(川原町佐七)十六日赦免

5・23 御出初めの節、御駕籠の御戸前、御打

ち上げ手間どり、差し控え伺い

7・3 不都束の儀これ有り首鎖(裏町松本屋久

藏)

7・19 停止の品相用い取り上げ(八木町嶋屋ほ

か三名)

7・27 桜井三郎当月十五日夜不都束あり差し

控え仰せ付け

8・11 無届けにて留め置きに付き戸メ(本町)

8・11 停止品所持、追し込め(鍛冶屋村庄屋)

8・25 窃盜たびたびにて入牢(奥山村和助)

9・13 去月晦日、八木町丹後屋にて不実会合

致し十四人処罰

9・23 加印のにせ札、取り計らい不念に付き

差し控え伺い(舟木六郎左衛門、麻見弁之助、桜

井一太郎)

10・19 御大工に注意

天保9年 正・27 去十一月二十七日、西御殿御屋根

御修覆に不届き有り、四人処罰

2・13 預かり人出奔、行方知れずに付き、追

し込め(水上村儀八郎、川原町市三郎)

2・14 不届きに付き戸メ(町方)、追し込め

(材木町組頭喜四郎)

3・5 御仏詣の節、不便に思召され、戸メ、

手鎖赦免(町方)

3・14 七軒町奥野屋文蔵、歎書により赦免

3・16 関口齡助蟄居御免、逼塞仰せ付け

4・12 弘道館塾生不都束にて、親達差し控え、

講師一太郎も伺い

4・14 下女びろうど襟付け候に依り、弓削十

太夫差し控え伺い

4・27 大橋辺に於いて御家中へ不法により処

罰(川原町)

5・13 評席申し渡し(町方六件)

5・18 預かり人出奔に付き追し込め(新屋敷源

蔵、裏町佐助)

6・17 心得筋宜しからず上親在命中仕え方宜

しからず、不届きに付き入牢(小人町善助)

7・17 上魚屋町池田屋にて紛失(盗難)、白米

ほか

7・25 昌念寺より願い出の恵崎又左衛門墓参

の件、願い下げ

8・4 博労町中嶋屋半兵衛方、朔日夜紛失物

(盗難)

12・5 川原町丹波屋茂左衛門、不都束に付き

手鎖

12・15 依田市右衛門に慎み仰せ付け

12・21 無札にて薪売買につき科料(寺坂村忠七、

魚屋町源兵衛)

天保10年 正・27 仙石主計、書類仕舞い忘れ不念に

付き、差し控え伺い

4・20 河原町保田屋茂平、帰住許容

4・21 帯刀、先触れなど不届きに付き戸メ

(七軒町平兵衛、姉ヶ小路嘉兵衛)

4・29 たびたび紛らわしき者止宿させ、追し

込め(田結庄町鍋屋五郎兵衛)

4・29 以来、不審なる者の宿候わば急度申し

付く(裏町はや)

5・15 盗み等不届きに付き、追い払い(七軒

町清助・林平)

7・8 夫米、過不足これ有り、不念に付き差

し控え(免定頭地方役兼帯)

- 9・20 他所者、同道にて内町へ入り、申し付け方不行き届きに付き、差し控え伺い
- 9・23 預かり人出奔に付き叱り。不実の会合にてそれぞれ処罰

- 10・8 六日夜、宗鏡寺御墓前の燭台、香炉盗難

- 11・朔 無宿ちか、常藏追い払い。小人町岩藏赦免

- 11・5 紛失の土屋保左衛門差し料、魚屋町畑屋方へ谷野の倅売り払い

- 11・12 右父親、谷野猪右衛門隠居仰せ付け
- 11・26 谷野猪右衛門跡目、養子忠藏に仰せ付け

- 12・20 薪、無札売買にて科料(寺坂村忠七、魚屋町源兵衛)

天保11年 2・16 改心に付き追い払い赦免(魚屋町鍋屋とみ夫佐七)

- 2・29 拓植^{つげ}左仲、家風に応ぜず、永の暇
- 2・29 檀中治平、昌念寺へ預かり、河原町与市ら不実の宿にて入牢

- 3・15 16 姉ヶ小路文蔵借金延引に付き追し込め

- 4・朔 歎書を以って願い出に付き赦免(桐野村惣平)、不届きに付き入牢(鍛冶屋村直平)

- 4・22 唐津山にて不都束の儀これ有り、入牢(新町治六)

- 4・22 入牢中、重き御法事あり出牢、尤も六町お構い(田結庄町)

- 4・24 農業時節柄に付き日数相立たず候へ共追し込め赦免(新町新助)

- 5・12 18 不実会合にて処罰(町方)
- 5・18 不似合いの会合、西林寺において催し、差し控え(中村午太郎)

- 5・18 不似合いの儀あり、西林寺ら詫び状提出

- 5・26 産物方小使い差し留め、追し込め。ほか申し渡し
- 5・26 御駕籠のびろうど紛失により、差し控え伺い
- 5・28 産物方小使い差し留め、追し込め赦免
(八木町米屋伝兵衛)
- 6・15 糸抜き買い、他所銀札通用致し、追し込め、叱り
- 6・18 国元除帳の者、留め置き、盗み不届き
関係者処罰
- 6・22 無宿ちか、及び博労町万吉母、不届きに付き処罰
- 7・22 浜田勘兵衛、町人研ぎ屋留三郎を傷害
- 7・24 研ぎ屋留三郎、塗師屋ゆき口上書(勘兵衛御預け)
- 7・26 他所銀札通用し不都東に付き、追し込めほか(町方)
- 7・26 浜田勘兵衛、酒狂を承認
- 9・7 野中屋九左衛門御城下徘徊、願いの通り申し付け
- 9・10 浜田勘兵衛、追ひ払い申し渡し
- 9・10 浜田勘兵衛追ひ払いに閑し、ゆき、留三郎も追ひ払い
- 9・25 神事に歌舞伎等心得違ひこれ有り、手鎖、追し込め等(中村)
- 10・12 町人帯刀にて不届き追し込め(魚屋町)
- 10・晦 穀留め中、米買い取り不都東に付き、追し込め(川原町油屋、町医叱り)
- 11・8 神事祭礼の節、狂言がましく相催し、不届き手鎖(坪口順助)
- 12・7 身許不慥かなる者留め置きは、重咎
- 12・12 川原町若荷屋某、追放中の清五郎を同宿させ、関係者罰
- 12・18 御用伺い申し付け候処、外並みに出金せず、不実意に付き追し込め、三件
- 12・21 十九日盗難の柳骨折こおり、胴着発見(向井)

金次

天保12年 閏正・朔 御堀内へ、雪を取り捨て、追し

込め魚屋町池田屋源八(四日赦免)

閏正・7 江戸詰め、御人少なに付き、其時限

り繰り上げ、繰り下げの勤め向き申し渡し

閏正・8 城下近辺の山にて、鳥追いたびたび

に付き、過料四貫文(新町・鱒山)

閏正・22 徒罪(勞役) 徒役の定、申し達し

閏正・22 不実の会合にて追い払い、入牢、徒

罪、申し渡し(町方)

4・15 不実会合、松木無届け伐採等により、

処罰(町方・在方)

5・8 捜査妨害、胡乱ぐわんの者止宿等により、処

罰(町方)

5・18 松木一件その他、不届きの筋にて処罰

(町方)

5・25 炭買い占め、諸向き難渋に付き取り上

げ、元銀返し下し(町方六人)

6・晦 旧悪(産物会所にて金子盗み取る) 露見、

入牢(七軒町御水汲喜藏)

7・朔 渡世方不審、古札取り扱いいかかわし

き等にて処罰(町方五人)

9・13 桜井一太郎、家風に応ぜず永の暇

9・13 一太郎、中郷辺へ引き払い、父迂叟は

勝福寺へ相頼み候由

9・19 荒木帯刀隠居、蟄居。井上伊三太ほか

三人慎み仰せ付け

9・26 江戸表御用物、我俣に致し、不届きに

付き追し込め(川原町嘉五郎)

9・29 天神祭事の節、狂言致し処罰(福見村)

10・4 不都束の儀これ有り、番人預けより手

鎖(宍田町米屋与平次三男長兵衛)

10・16 大手御門へ投げ訴あり、野田恒太夫は

か口書き差し出し

10・20 御用物預かり一件に付き、不分明申し

張り追し込め(七軒町平兵衛)

10・22 野田恒太夫ら再び口書き差し出しの上、
それぞれ処罰

11・24 追ひ払い申し付け置き候処、重き御法
事に付き帰住赦免(町方)

12・24 酒売買不都束これ有り追し込め(菅田
町、嶋村ほか)

12・26 酒造り方不都束これ有り過料、追し込
め(本・魚屋町ほか)

天保13年 2・4 盗み、不実会合、隠し鉄砲等で処
罰(在方)

2・12 立ち帰り者に付き、追ひ払い

2・25 溜まり入り(弘原上村甚平)、追ひ払い
(鍛冶屋村直平)

3・15 二月二十五日溜まり入りの上村甚平、
願い出により赦免

5・24 他所の角力取り、療治のため無断留め
置き、差し控え伺い(永井琢蔵)

6・8 組合預けの身で、城下往来等不屈きこ

れ有り溜まり入り(町方)

6・29 除帳、引き払い者、城下へ入り込み、

居宅立ち帰り等不屈き、追ひ払い(元菅田町忠
平・鉄蔵)

7・17 仙石内蔵介家来の件、とよを殺害し自
殺一件

8・4 女房共、制禁のかんざし相用い追し込
め(町方)

8・7 不実の会合に付き、徒罪、入牢、追し
込め(桐野・上野・寺坂村)

8・12 六月十七日氏神神前で、不実会合に付
き処罰(桐野村、三十二人)

11・17 盗み、不都束軽からざる儀、不孝等に
付き処罰(町方・在方)

11・晦 古銀札取り扱い方、いかがわしきにつ
き、御扶持方召し放し(井上藤兵衛)

12・4 古銀札売買にて戸メ、追し込め(八木
町鍛冶屋半七、材木町大坂屋弥右衛門)

天保14年 2・27 御取納米の内、不埒の御米取め手

鎖(片間村友次郎)

2・晦 追放中の近右衛門、御年忌並びに歎書により、徘徊赦免

3・8 三日の火災に相働き、徒罪赦免(本町治助ほか)

4・4 松木願い無く伐り取りに付き松木取り上げ、追し込め(田多地・安良村)

4・24 元豊岡町無宿者、風儀宜しからず、追い払い

5・8 御林山、松木一件に付き溜まり入り(御法事に付き二十日赦免)

6・朔 常々不行跡、殊に不埒これ有り、囲い場入り、ほか(町方)

6・朔 経王寺橋根太木、根伐りの節不行き届きにて、叱り(木挽次郎兵衛)

7・2 居宅普請に付き、不都束の儀これ有り、一俵減石、追し込め(八木町久右衛門)

7・4 送り状これ無き宿、娘身状の儀不埒にて、それぞれ処罰(在方)

9・11 原司書、一柳旦理、河合庄左衛門差し控え

10・9 不実会合にて処罰(在方・町方)

10・27 下女制禁の天鷲絨相用い、主人追し込め(本町鍋屋利市)、下女慎み

12・3 間中連、家事不取り締まりに付き隠居仰せ付け、伴へ家督

12・4 間中連の母千保、夕方まで御目通り差し控えの心得

12・8 貸し米の願書、軽々しく存じ追し込め(八木町名主)

12・29 草川雄太郎、格別の御仁恵を以って、御城下徘徊御免

天保15年 正・12 西川惣左衛門伴居間にて、七軒町

弥惣娘自滅

正・15 西川惣左衛門伴、相慎み方申し談じ

- 正・21 西川惣左衛門、伴喜間太を討ち取り届
け出
- 正・22 喜間太死骸、夜中ひそかに取り置き候
様申し付け、寺内高張勝手
- 正・22 西川惣左衛門、親類差し控え預かり
- 2・4 不実会合に付き溜まり入り、戸ノ、徒
罪、番人預け、過料(町方)
- 2・14 田結庄町天王寺屋伊兵衛ほか盗難(犯
人大坂人亀吉)
- 3・7 偽広瀬家家来召し捕り(五人―船屋半左
衛門方にて)
- 3・7 中村如筑伴什藏、御勘定所の銀札盗み
取り、姫路で召し捕り
- 3・10 山口順亮妻、墓参のため徘徊願ひ(吉
祥寺より願ひ出)
- 3・10 松木願ひ以上に伐り取り売り払いに付
き、取り上げ追し込め(袴狭村準三郎)
- 3・16 御発駕前に付き、徒罪赦免(八藏)、十
- 町引き廻し追ひ払い(楽助)
- 3・24 親類預かり中の土肥卯之助、雪隠窓よ
り逃亡
- 3・25 搜索中乍ら卯之助在所知れず、二十七
日差し控え伺い提出(田中平藏・岩瀬泰吉)
- 3・27 娘不都束之儀これ有り、差し控え(早
田源右衛門)、妹こう虚説申し触れ不届きに付
き追し込め(上御小料庄町次助)
- 3・29 不届き筋の土肥卯之助を取り逃し、兄
久保作右衛門、弟岩瀬泰吉降格、ほか四人も
差し控え
- 3・29 中村如筑伴金藏、不届き筋にて御扶持
召し放し、追し込め(荻原長意宅?)
- 4・8 不実会合にて関係者処罰。差し留めの
焼物山方稼ぎ、赦免
- 4・晦 先非を悔ひ親類組合歎書に付き、徘徊
赦免(川原町丹波屋兄清五郎)
- 5・8 殿科の処、福成寺歎書に依り追ひ払い、

但馬国御構い(弘原下村磯右衛門)

(町方)

5・8 堀部善藏、格録御取り上げ、吟味中揚り屋入り、家族親類預け

8・15 裏町馬屋与兵衛、戸ノの所、町在御祝いに付き、赦免

5・8 西川惣左衛門、伴喜間太一件に付き隠居、逼塞、二男八十之進へ家督

8・29 止宿人取り締まりを敵命(竹野屋五助) 8・29 場馬上(馬場上?)もく井橋普譜見分に

5・8 中村午太郎、思召し在らせられ候に付き、御役御免慎み

不在にて、追し込め(弘原町分組頭、鍛冶屋村庄屋)

5・15 水名瀬家内と称し、城下に押し入り不届き、追ひ払い、領内御構い(無宿宮内)

11・朔 御取納の節、争論に付き、手鎖、過料(鍛冶屋村)、叱り(桐野村)

5・20 娘不届きの始末これ有る処、死命に付き父弥惣追し込め

11・10 我ままにて上納致さず、不埒に付き追し込め(町内紺屋共)

5・20 御城山山見、等閑に付き、関係者首鎖、追し込め(百野辺村)

11・12 紺屋に約五貫御救い成し下され、追し込め赦免

6・8 再度不実会合にて処罰(奥小野村平兵衛入牢)

11・24 尾崎村、森井村山論に付き不念差し控え伺い(本間源次兵衛)

8・朔 喧嘩にて双方手鎖(鍛冶屋村、七軒町)、徘徊赦免に注意(鑄物師町)

12・20 御侍中へ対し無作法に付き、追し込め(田結庄町)

8・4 制禁の衣類、帯等相用い不埒、注意

12・25 御家中へ対し無礼これ有り、叱り(博

旁町唐津屋与八郎)

弘化2年 正・26 農業出精行跡改め方、親類ら歎書

に付き帰住赦免(鍛冶屋村儀助)

正・29 鹿兒嶋屋叔平ら手鎖(博奕?)

正・29 二十六日、札幌手代次郎吉宅にて紛失

(盗難)

5・10 金沢半藏居宅の土蔵に、賊入り盗み取

られ候由届け出

7・27 上下稼の処、不届きこれ有り首鎖、ほ

か評席に於いて申し渡し

7・27 当月十七日、禁止中の踊り制止せず、

町役人叱り(博旁町)

8・朔 和田山御林、山見申し付け置き候処、

松木伐り取り不届き追し込め(宮内村与三右衛

門)

9・27 二十二日(諸杉祭礼驟中に付)祭礼の節不届

き、追し込め(町方)

12・4 反物一条に付き、御家中へ過言に付き

叱り(田結庄町)

弘化3年 2・27 茜屋善右衛門ら御厩の松木、唐津

山に買入れ関係者処罰

3・15 不届きに付き戸ノ、手鎖等申し渡し

4・11 六部躰の者、止宿致させ過料(在方、

重々不届き過料(町方)

5・21 持ち山乍ら無断松木伐り取り、過料

(袴狭村庄屋組頭ほか)

閏5・25 不実会合にて徒罪、貸金取り立てに

不届きにて、追し込め(町方)

閏5・25 借金等閑、注意(家中)

閏5・25 狂言相催し、追し込め、首鎖(在方)

7・朔 不実会合にて徒罪、番人預け、過料

(町方)

7・7 笠をかぶり城内徘徊し、注意(町方)

7・11 徒罪中、働き方宜しく組合歎願に付き、

赦免(町方)

10・19 大橋御番所にて不届きに付き罰。角力

取り逗留中、いかかわしき儀これ有り罰

10・29 女房儀、薪出買い途中、いかかわしきに付き、追し込め(魚屋町加賀屋)

12・5 禁止中の薪、在方より買入れ、過料

三貫文(吹田屋)

弘化4年 6・4 御家中へ対し過言、不届きに付き、

戸メ(小人町丈三郎)

6・晦 女性ながら不届きの事あり入牢、追し

込め(八木町・田結庄町)

7・24 大橋上に於いて、法外の高声致し不届

き、慎み、戸メ(博勞町)

10・12 不実会合にて徒罪、手鎖、過料等(町方

十一月朔日赦免)

10・20 母病氣に付き、戸メ赦免し追し込め

(博勞町米屋新助)

10・24 御家中へ法外の取り計らい致し、追い

払い(鍛冶屋村定七)

10・26 博勞町吉野屋喜兵衛、出火に付き追し

込め

10・27 右吉野屋出火始末書提出

11・朔 松村勇齋父、歎願に依り、帰任御免

(見性寺・経王寺)

11・7 御林に於いて松木伐り取り、追し込め

(日野辺村六藏・松藏・安平)

12・12 宵田町名主ほか、不行き届きの儀相聞

こえ、追し込め

12・20 宵田町名主ら判決(二十一日格別の含み

を以って赦免)

12・24 薪抜き売り致し、叱りの上、過料五百

文(寺坂村庄兵衛)

弘化5年 正・29 御謡初めを、透き見いたし差し控

え(御広間番士・目付)

嘉永元年 3・7 重き御役人に無礼、依って追し込

め(下村桶屋吉次)

3・22 不実会合にて除帳、その他(唐津屋、釜

の中で不実会合)

嘉永2年

- 4・11 山林方立ち会い無く、上野村にて松木 伐り取り、追ひ払い(田結庄町)
- 4・11 逐電後、先非を悔い改心致し候に 付き、帰住御免(小人町吉次)
- 4・21 昨夜御勘定部屋に忍び入り、金子十五 兩程盗み取り
- 4・22 御対面所(御勘定部屋)の件、公開捜査 に踏み切り
- 閏4・朔 昨夜、引き請け役所にて、銀札古札 盗難
- 5・12 西岡広右衛門、揚り屋入り。本間包次 清水長屋に差し置き
- 5・15 川原町油屋次郎平、金十兩一歩、銀札 二十匁程盗難届
- 5・20 追放後改心に付き、親類等より歎書を もって、赦免願(田結庄町)
- 5・24 不容易風聞相聞こえ候に付き、追ひ払 い(八木町太田屋)

嘉永3年

- 5・27 盗難届(川原町若荷屋長蔵)
- 9・15 家出人二人、先非を悔い、組合歎願に 付き、帰住差し赦し
- 9・17 西岡広右衛門痢疾に付き、揚り屋より 溜まり移り
- 11・7 帳外者、改心に付き帰住赦免(魚屋町 樅屋治助)
- 11・12 桜井一棹(二太郎)義倉方出役差し留め、 万端遠慮親類の外面会無用
- 11・28 領内米里村百姓、東海道庄野宿の相對 死一件で申し渡し(輕追放)
- 12・4 小人町利兵衛伴平蔵、御林の鹿枝(雜 木)伐り過料、三百文
- 正・11 庄野相對死一件、老中松平伊賀守 忠優へ、藩より届け出
- 3・朔 紛失物に付き、虚言申し立て、不届き 追し込め(鍛冶屋村源九郎)
- 3・22 博勞町初治、当月六日土肥亦之丞方に

て盗み取り候品々

- 3・26 義倉役所へ賊入り、蒲団等盗難
- 5・5 昨夜、御対面所へ賊忍び入り、無害
- 5・17 小頭市平盗難
- 5・18 19 御中間弾九郎召し捕り一件
- 5・29 鍛冶屋村弾九郎入牢、同村源九郎溜まり入り申し渡し
- 6・15 田多地村磯次郎娘志、御中間宅へ忍び入り、追ひ払い
- 8・7 五番御土蔵より御米三俵盗難
- 8・9 10 鍛冶屋村御中間料助、御蔵一件疑わしく御扶持給召し放し
- 8・11 御家中へ対し無礼に付き、母娘追し込め(本町)
- 8・11 鍛冶屋村弾九郎に付き、遠山左衛門尉様に御伺い書差し出し
- 8・11 鍛冶屋村良(料)助、御蔵の米盗み取りを白状、吟味中入牢

10・15 裏町鍋屋太右衛門伴才治、歎願に付き

徒罪

- 10・19 病中旦那寺預けの出町重蔵、快方に付き婦牢申し付け
- 10・20 重蔵、正眼寺に於いて病死
- 10・23 重蔵に付き、親類組合へ申し渡し(死骸取り捨て、欠所)
- 11・21 役人出郷の節、不都束の儀押しして願出、叱り(博労町)
- 12・3 元中間鍛冶屋村弾九郎死罪決定
- 12・5 弾九郎、松吸仕置場において本日仕置相済み
- 12・11 弾九郎父源九郎、溜まり入り赦免
- 12・25 宮内村長助伴長三郎、不容易偽り申し、手鎖
- 嘉永4年 3・9 五番の御蔵、腰廻りの壁をこぼち御米五俵ほど、盗難
- 3・17 御櫓武具役所の錠前ねじ切り、銀札盗

難

5・7 間中与左衛門家風に応ぜず、永の暇、引き払い、但馬御構い

8・19 蜂の巢に焰硝くすべ、高音を発し差し控え伺い

8・29 宝積寺、善太夫ら、庄屋梁三郎を讒訴に付き処罰

9・晦 紛失(盗難)届二件(八木町門垣屋・鍛冶屋村提灯屋)

10・朔 御家中を相手取り、訴訟致すに付き戸ノ(博労町米屋嘉兵衛)

10・15 谷山町に於いて、重き御役人中へ無礼に付き、追し込め(魚屋町嶋屋・土野屋)

11・朔 揚り屋入り中、病気に付き居宅囲い場にて療養願ひ(堀部欽之丞)

11・12 土蔵へ賊入り、米俵盗み取り放火の旨届け(岡本甚左衛門)

11・晦 弘道館へ賊。永井喜左衛門宅へ盗賊。

足輕又右衛門宅へ賊

12・8 磯野源五右衛門宅へ盗賊忍び入り

12・18 昨夜、高田□三郎宅へ盗賊忍び入り

嘉永5年 3・5 御足輕新蔵伴幸助、悪事露見に及び自滅

3・6 幸助父追し込め申し付け。ただし九日夕赦免

3・15 不埒の入質に付き過料。売り物取り上げ不当の始末に付き戸ノ、手鎖

3・21 心得違ひの儀これ有り、手鎖、追し込め(町方九人)

8・15 八朔の綱引き一件にて、徒党がましく寄り合い双方処罰(町方・在方)

11・晦 思召しをせられ候に付き、二十五石減知、百十五石(神谷七五三)

嘉永6年 2・21 他向き銀札取り扱ひ不都東に付き、追し込め(八木町丁子屋藤兵衛)

7・29 踊りなど致し処罰(鳥居村)、不実の会

合で徒罪(町方)

9・6 仙石織人、岡部三郎左衛門、去春の仰せ出されを等閑に付き、差し控え

9・6 堀新九郎、荒木頼母仰せ出されを等閑に付き差し控え

10・4 不実の会合に付きそれぞれ罰(町方)

11・5 荒木頼母祖父帯刀、不埒の儀これ有り

謹慎申し付け

嘉永7年 2・11 義倉の絹糸紛失に付き、同小使二

名を吟味

3・10 御城稲荷へ旅人風の者腰掛けおり、心

付かず東御番差し控え

6・朔 不届きの儀これ有り、追ひ払い(博労

町宮内屋、上野村作平)

6・18 高橋甲太郎、揚り屋入り仰せ付け

6・23 高橋甲太郎、病気に付き実家へ差し遣

わし、親類預け

6・29 多田弥太郎、中川様より此方様へ御引

き渡し

7・10 高橋甲太郎、揚り屋へ差し戻し

8・6 多田弥太郎、出石へ護送(閏七月二十四

日江戸発足)

8・9 多田弥太郎出石着、多田助之允、高橋

平五郎へ尋問書

8・10 高橋甲太郎、父平五郎へ御預けにより

引き渡し

8・10 多田弥太郎、裏町揚り屋入り

8・11 多田助之允、宗鏡寺町へ屋敷替え

8・12 多田弥太郎一件に付き御直書

9・21 高橋平五郎御役御免、九斗減じ七石二

斗三人扶持

9・21 多田助之允御役御免、十九俵一人減じ

二十四俵四人扶持

10・22 高橋平五郎、慎み御免

11・2 多田助之允慎み御免、弥太郎慎ませ方

仰せ出し

12・朔 不実の会合にてそれぞれ処罰(桐野村)

安政2年 5・朔 不実の会合に付き処罰(町方)

7・9 七夕に、道路上へゴミ置き不都東、追

し込め(八木町丹波屋又兵衛)

7・29 御厩境、高塀普請に不都東これ有り、

過料(裏町佐助)

12・26 御払い米一条に付き不届きにより手鎖

(博勞町材木屋治郎兵衛)

安政3年 正・晦 不実の会合にて戸メ、過料、徒罪

(町方)

4・晦 法外の儀共これ有る段相聞こえ、吟味

中入牢(裏町宗六女房よし)

4・晦 御家中、薪持ち帰りの節不法に付き、

それぞれ罰(弘原上村大庄屋)

6・3 訓谷組郷宿、本町米屋林蔵不都東に付

き、戸メ

7・17 多田助之允、母死去に付き弥太郎葬式

の供、墓参等願い出

7・25 川下祭礼の節、小役の者へ不届きに付

き、首鎖(福居村栄次郎)

8・15 不実の会合にて徒罪(在方)

12・15 御林山に於いて刈り畑不届きに付き、

過料、追し込め(八坂)

12・27 帳外者たびたび立ち帰り不届きに付き

追払い(元河原町池田屋喜七弟虎蔵)

安政4年 4・29 御蔵にて不審の儀これ有り、追し

込め(足軽・中間)

5・20 追い払い中の処、先非を悔い親類、組

合、旦那寺等歎書により赦免(骨柳屋幸吉)

9・朔 後家へ欲心の取り計らい不届き、入牢、

叱り(桐野村)

9・朔 銀九十匁ねだり取り不届き、銀取りあ

げ首鎖(福成寺抱え良平)

安政5年 正・25 揚枝谷、川岸に産髪の子の首こ

れ有り見分

7・19 入牢中の無宿人、十町引き廻しの上、

追放

9・晦 磯部祭礼、神輿不許可の川原町へ持ち込み、溜まり入り(魚屋・新・川原町)

11・23 死骸の衣類剥ぎ取り、溜まり入り(川原町忠七伴藤吉)

11・28 不実の会合に付き入牢、過料、追し込め等

安政6年 正・5 町方へ博奕、宝引き、読みかると

等御制禁の触れ

正・28 常田伝蔵宅へ盗賊

正・晦 昨夜、産物会所御土蔵へ盗賊忍び入り

火付け候も燃え上がらず無事

2・11 他所者無断逗留、不実会合等にて罰

2・24 常田伝蔵宅へ盗賊忍び入り火付け

3・22 糸井庄市場村喜平次弟庄蔵、不審に付

き召し捕り

5・24 御蔵より米一斗抜き取られ

6・21 聖天社神器盗み取り犯、追ひ払い(大坂

無償)

7・29 鍛冶屋村喜平、盗みを白状

8・4 下村の喜平、番所より抜け出し首くくり自滅

12・15 昨夜片山昇宅へ賊入り、鍛冶屋村源九郎の子を召し捕り

安政7年 正・27 評席において処罰申し渡し(川原

町石屋)

2・20 歎願により入牢赦免、庄屋役取り上げ

(大谷村)

2・24 不実の会合により追ひ払い、入牢、叱り(町方・在方)

万延元年 4・4 朔日夜、魚屋町の鍛冶屋後家宅へ

盗賊

6・朔 追ひ払い中ながら、親養育のため帰住を歎書により願ひ出許可

7・朔 御郡・町奉行評席申し渡し

8・4 不実の会合にてそれぞれ処罰(町方)

8・29 盜賊頻々(門垣屋、嶋屋、大谷屋等)

9・20 神輿昇きの節、不穩の儀これ有り、叱り(町方)

9・晦 他所油買い入れ、地紋同様値段にて売買に付き過料(八木町嶋屋二人)

9・晦 不実の会合にて戸メ、叱り、徒罪、過料(町方)

11・4 八木町因幡屋兄弟、不届きの儀に付き、入牢、戸メ

12・4 寺院など不実会合により処罰

万延2年 正・20 不容易の儀申し合わせ、入牢その他(下郷)

文久元年 6・29 不届きの儀これ有り、首鎖、兄追し込め(田結庄町鍋屋順吉、兄平藏)

7・20 五月二十六日飛脚襲撃一件

8・19 心得筋宜しからずそれぞれ罰(町方・在方)

9・15 不届きに付きそれぞれ処罰(町方・在方)

9・晦 谷野猪三太宅へ賊

10・20 追ひ払い中立ち帰りに付き、敲きの上、追ひ払い(元下村幸三郎)

文久2年 2・20 両奉行、処罰申し渡し(不実の会合)

3・15 親類・組合歎書に付き、手鎖赦免(町方 四人)

4・朔 御家中へ払い米の内、外方へ売り払い罰(新町)

6・15 町役人に不届きこれ有り首鎖(新町)

7・12 評席申し渡し。追ひ払い、三件(田結庄町、元栗山村、元桐野村)

12・15 仙石織人、磯野逸騎、荒木頼母ほかのみ御免

文久3年 正・9 上村にて娘を殺害し万吉逃亡

正・28 娘ふで殺害犯万吉、七軒町御堀にて水死

2・15 町方所々に忍び入り、追ひ払いほか(町方)

2・晦 不実の会合にて戸メ(川原町)

3・15 上村入会場にて、多人数強勢に付き庄屋らへ注意

元治元年 10・8 盗人吉次四か村引き廻し、五十敵

きの上、追ひ払い(福居村)

10・27 釣殺生不都束、不埒の会合等にて処罰

(町方)

11・25 鍋屋喜七件甚助除帳赦免

12・朔 不都束の売り物取り扱ひ首鎖(八木町

魚屋宗三郎)

元治2年 2・20 追し込め赦免(町方)

3・29 木懸け改め方、不埒に付き過料七百文

(博勞町鍋屋惣九郎)

慶応元年 閏5・19 家中若者、伊福辺に於いていか

がの所業これ有り慎み仰せ付け

9・8 たびたび盗みに付き十町引き廻しの上、

追ひ払い但馬国御構い(八木町指物屋藤兵衛)

10・27 引き払い申し付け候者を止宿致させ、

過料(田結庄町丹後屋)

慶応2年 2・朔 不実の会合でそれぞれ罰

3・13 長谷川謹齋二男一棹、御不審これ有り

親類預け

4・8 長谷川一棹、揚り屋入り仰せ付け

6・16 新撰組四人、脱走隊士詮議のため来藩

6・19 新撰組脱走隊士、宵田村(現日高町)にて召し捕り引き渡し

格に昇格

6・20 召し捕りの長太夫、下目付格より小頭

格に昇格

7・21 お尋ね者源蔵を番人谷右衛門、河原町

にて召し捕り

7・晦 長谷川一棹、帯刀取り上げ追放(三都

並びに但馬国)

11・15 不実会合(河原町吹田屋直平宅)致し、過

料

慶応4年 3・24 御城坂土蔵より、硝石盗み取り売

買に付きそれぞれ処罰

4・朔 京都大赦に付き墓参、徘徊御免仰せ出
し

4・朔 京都大赦、三月二十四日弁事御役所よ
り御達し書

4・4 盗み取り候硝石買い取り不届きに付き、
品物取り上げ追し込め(魚屋町)

6・9 竹村十学、服部弥五兵衛らほか伴共、
心得違いこれ有り慎み仰せ付け

7・5 竹村十学、平尾吉右衛門伴、心得違い
のため慎み仰せ付け

7・9 慎み仰せ付けられ中の若者ら、慎み御
免

8・7 山田熊太郎(亡父乙末騒動にて御仕置、家
族離散) 帰住願い、許可

8・21 竹村十学伴ほか六名の若者、慎み御免
明治2年 正・27 御制禁の女髪結の禁を破り戸不、

追し込め、徒罪、叱り(町方)
4・2 御坊主寛悦、盗み露見し、永の暇

4・2 寛悦、雪隠より逃亡

4・9 御坊主浅田宗斎、御役取り上げ追し込
め(寛悦逃亡の責任)

4・12 寛悦父肅平、伴逃亡に付き追し込め
7・11 神戸、大坂にて御道具御払いの節、不
届きの儀これ有り処罰(田結庄町)

12・3 婦人へ強淫申し掛け、御扶持召し上げ
禁固(慶次)

12・22 徒党を企て暴論申し募るに付き、牢舎
申し付け(袴狭村)

12・27 謹慎赦免(谷野透ほか三十二名と、その親
十二名)

12・27 上納米引き方願い出、忽地(たちまち)
支配外へ売り出し、牢舎(上野村作治)

12・晦 不実の会合致し徒罪(宮内村)

明治3年 正・12 姦通にて関係者処罰(川原町
小谷屋娘)

2・17 多人数にて酒食取り用い不届き、来月
分扶持一切引き上げ(家中)

- 2・19 楮鈔(紙幣)の事に付き不届き有り、格別を以つて沙汰に及ばず(田結庄町)
- 3・9 私淫にて処罰、並びに布告
- 5・12 士家に入り不埒の所業これ有り罰
- 5・19 難題申し懸け打擲に及び、脰鉗(首かせ)申し付け(魚屋町)、ほか
- 6・4 楮鈔に付き、不埒の儀これ有り、過料五百貫(田結庄町)
- 6・28 商法不正に付き揚り屋入り、文校にて謹慎(増嶋新助)
- 6・29 野荒らしにて閉戸申し付け(魚屋町平兵衛)
- 6・29 上野村山中にて不実の会合致し、徒刑申し付け(惣平・兼平・作次)
- 7・6 山中にて竹盗み取りに付き贓物(盗みかくした品物)取り上げ罰(出町文七ほか)
- 7・17 酒醪(しゅらう)にこり酒欺し買い致し、閉戸謹慎(本町吹田屋)
- 7・18 官物切盗未遂に付き、永の暇(雑卒治平)。不実会合で重徒刑(町方・在方)
- 7・19 私淫に付き関係者処罰(町方)
- 8・23 たびたびの不埒に付き牢舎ほか(町方・在方)
- 9・24 盗品返上の上は、番人へ十分の三謝礼すべき旨
- 10・15 両親へ事方宜しからずに付き、脰鉗申し付け(田結庄町屋根屋良太郎)
- 11・17 収納の節不都束に付き、庄屋罰金、百姓叱り(中村)
- 11・19 私淫、墮胎に付きそれぞれ罰(町方・在方)
- 12・7 徒刑小屋掟
- 12・22 不実会合にてそれぞれ処罰(町方)
- 明治4年 正・29 30 朝廷刑律、御新定に付き赦免
- 2・22 賭博に付き収贖(罰金)、杖申し付け(福居村)

- 4・5 一類不和合に付き、親類預け(三木村)
- 4・12 窃盜に付き、杖卒(松枝町)
- 4・25 下級藩士徒党を結び強願致すに付き、謹慎申し付け(郷卒事件)
- 5・15 不都束の儀これ有り、揚り屋入り申し付け(水原辺)
- 5・18 土道不似合に付き、庶民へ降格(水原辺)
- 5・22 洪水に擲身相働ていしんき、徒刑短縮(松枝町)
- 5・23 制禁の場所で魚獵いさごにつき答三十むち(〳)
- 6・9 姦通に付き男(郷卒)閉門、女禁獄
- 8・14 米穀買ひ不相応(新町)、紙幣の儀虚説申し(永上村)、それぞれ罰
- 8・27 種痘に左道を唱え幼児二子を死去さす、これにより答三十(鍛冶屋村)
- 9・5 衆多く会し物議を生じ禁足(河原町)
- 9・24 疫神驅逐の節關段きんげん(互いに殴りあう)にて答(魚屋町)
- 10・18 賭博で郷卒より庶民へ格下げ(新八)

- 11・19 恐喝がましき取り斗らいに付き、答三十(松枝町)
 - 12・2 魚屋町弥平女房窃盜により、禁獄六十日
 - 12・13 失火、類焼に及び答四十(上野村)
- 明治5年 正・18 和姦致し關係者罰(町方)

7 願い・届け

文化12年

正・8 御城山猪鹿多く、明九日鹿追い仕
り度く願い(町分)

正・19 仙石三次出府に付き、宇野甚助借用願
い

正・29 二十四日見性寺より願い出候、鷹津新
左衛門徘徊願い、許可

2・17 銀子出入りの願書、内済に付き願い下
げ(福居村)

3・15 御城下にて職仕り度く願い(桶屋、塗師
屋)

5・3 川筋除地へ稲木仕り度く願い(博勞・
新・川原町)

6・4 土洩橋懸け替えのため、手辺歌舞伎仕

文化13年

り度く願い(水上村)

6・22 芝居、明日より相始め候に付き、触れ
太鼓届け(水上村)

6・24 例年の通り、芋蒸釜相立て申し度く願
い、許可(月番名主)

4・17 奥州へ蚕種売りに罷り越し度く、
会符頂戴願い(糸原村半兵衛)

4・21 町分堰溝土橋を、石橋に架け替えのた
め子供からくり興行願い

5・11 博勞・新・川原・小人町作人共、除地
へ稲木願い

8・13 菅川尻、虎ヶ鼻橋損じ、見分方願い出
(長砂村)

9・27 宮内村助十郎伴佐兵衛、御城下住居願
い(鋳物師町釜屋小平より)

10・27 悪作難波に付き、非人御城下等へ罷り
出申し度く願い(三木・片間村)

12・27 入牢赦免願い、福成寺等奥印

文化14年 正・28 渡世のため、古船相調べ、御船手

形御願い、五件

文化15年 4・朔 無男子に付き、江戸詰め中仮養生

願い(徳永左一郎ほか十名)

文政元年 7・23 地藏安置のため御丁場拝借願い

(材木町)

文政2年 2・6 御城山鹿狩り願い(土野組、弘原村

々)

2・7 年貢米差し詰まり、松木伐り出し願い、

許容(荒木村七郎左衛門)

12・25 入牢人、病気に付き出牢の上、福成寺

にて三十日程、療養願い

文政3年 10・10 酒造業開業願い(矢根村宇兵衛、吹

木屋儀七跡)

文政7年 4・23 川筋御除地の内に稲木仕り度く願

い(町分)

文政13年 6・16 伊藤伝右衛門、末期に養子なく仲

間に依頼、死後相続願い

天保5年 11・13 鍋屋徳助伴相果て、弟治六に相続

願い提出、許可

天保7年 4・25 材木町塩屋仁左衛門伴利七、唐津

・荒物類商売仕り度く願い

天保10年 3・朔 門垣屋、穀物商売の傍ら、塩商売

仕り度く願い

9・19 花角力並びに気多郡明元寺鐘鐺、立て

札願い

弘化2年 3・7 願いに依り持ち山の松伐り許可

9・17 新橋大損に付き繕いのため、御林の木

御払い願い(常八ほか)

弘化3年 7・5 難渋に付き持ち山の松木五十本、

唐津山へ入木仕り度く願い(上野村久兵衛)

嘉永元年 4・朔 松木伐採願いは旧来の通り、山林

方へ提出の旨

6・5 穀物商売仕り度く願い(本町吉野屋、八

木町八幡屋)

12・21 年貢上納のため、持ち山の松木伐り取

り願い(出町喜作・藤兵衛)

嘉永2年 4・5 京三条白川橋医師清水左近、町内

にて医業仕り度く願い(魚屋町)

4・11 柳町御構い場の藪、虫つき刈り取り願

い

4・15 蚕種買い求めのため奥州へ罷り下りに

付き、御符符拝借願い(養父郡上ヶ村伊兵衛)

閏4・15 穀物商売相始め度く願い(材木町桃屋

久次郎)

嘉永4年 12・5 御制札破損に付き、建て替え直し

御願い(丸谷村)

嘉永5年 9・17 床尾山にて金鉞試掘(間い掘)願い、

公儀へ提出

9・21 右の件、御郡、御勘定奉行、御目付へ

も伺い書相渡し

9・25 御旧領産、響灘城下にて角力興行願い

嘉永6年 正・25 当国の牛、和泉・河内・紀州辺に

向き宜しく、売買仕り度く鑑札交付願い

8・24 牛売買、乳離れ手遅れに付き、御赦免

願い(公儀喪中)

安政3年 2・朔 宵田町因幡屋新右衛門ら、難波に

付き御勝手方赦免願い

4・9 円覚院殿二百五十回忌、当日は町在休

日の願い出(昌念寺)

慶応2年 3・26 桜井熊一、妻の墓所改葬方願い出、

許可

明治2年 8・5 改名は願いに及ばず、以後届け書

差し出し申すべき旨

明治3年 閏10・19 郷住、望みの者は勝手に願い出

るべき旨仰せ出し

8 御褒美

7・13 先ごろの無尽格別に出精、一番に上納に付き下され物、二百疋（門垣屋又兵衛ほか他郡二名）、百疋（高柳村作左衛門）

9・朔 嶋村百姓次郎兵衛、老母に孝あり米一俵賞賜

文化14年 3・21 町分長砂村市右衛門女房、姑孝行にて御褒美

文政5年 7・10 孝女へ御褒美、米一俵（桐野村六郎左衛門娘さよ）

にて御褒美

文政元年 6・27 農業出精、親に考行により組合より推せん（荒木村喜兵衛）

文政6年 4・23 火災に出精の御家中並びに、町在の者へ下され物

8・21 孝人、奇特人、組合の者より推せん

8・10 奇特者に御米、鳥目等賞賜

（町方）

文政8年 正・29 孝人、奇特人表彰（町方）

文政2年 5・4 仁井十左衛門及び妻、両親に仕え方宜しく御褒美

下され物（米二俵）

12・19 （十六日の）火事に早々かけつけ相働き

8・29 門垣屋、糶屋、義倉実跡に相勤め御米

候者へ、金二百疋

五俵

文政3年 12・21 孝人（薬王寺村）に御褒美

10・朔 商売実跡にて御褒美（八木町鎌田屋市右衛門、田結庄町八百屋六太夫）

文政4年 正・27 孝人、奇特人へそれぞれ御米

2・27 孝行嫁、御褒美に米一俵（鑄物師・本町）

文政9年 正・19 孝子に米一俵（鍛冶屋村孫次）

2・11 家業出精の城下町人表彰

文政13年 8・13 御用銀皆納者へ御褒美(四十九人)

文政10年 正・25 舅へ孝道をつくし御米一俵(本町

天保2年 8・27 御用銀皆納の面々へ御褒美(御米、

因幡屋)

御扇子)

4・朔 口小野村藤次郎、農業出精に付き御褒

天保3年 2・11 孝人、奇特人に御米一俵(鑄物師・

美、米一俵

川原・出・田結庄町)

8・11 農業出精に付き御米一俵(福居村百姓佐

天保4年 正・27 家内睦まじく暮らし候に付き、御

平)

褒美(町方)

文政11年 4・朔 桐野村庄七、母親へ孝行に付き御

9・27 農業格別出精に付き、米一俵(宮内・森

米一俵

尾村)

11・11 心得筋宜しく親に孝、家内睦まじく出

天保5年 正・21 農業出精者に御褒美

精に付き米一俵(四人)

7・朔 舅姑に仕え方宜しく家内和順に付き、

文政12年 正・27 老母に孝行、御褒美に御米一俵

米二斗(宵田町塩屋後妻女房)

(出町萩七、川原町加賀屋増兵衛)

天保6年 3・11 常々心得筋宜しく、商売正順奇特

2・朔 孝子等表彰

に付き鳥目一貫文(魚屋町)

8・15 黒田周防ほか三人、老母に孝養に付き

天保7年 6・2 伊豆村和平農業出精、村内世話厚

御褒美

く、鳥目一貫文

10・5 去月二十六日、夜の火災に町在出精の

6・2 嶋村力蔵、幼年ながら親孝行に付き御

面々へ銀(七十九人、勇取り弟子三人)

米一俵

6・7 奇特人へ褒美(新町二人、川原町)

7・26 いかがわしき会合差し留め候段尤の儀、
褒美に銀一両ずつ(町方)

8・25 魚屋町木挽き御褒美(家業出精)

10・27 家業出精に付き、鳥目三貫文(宵田町桶
屋弥助、博勞町中嶋屋平兵衛)

天保8年 2・朔 小人町利兵衛女房、八木町惣五郎

へ御褒美(勇孝行・家内円満)

2・19 御取納米仕立て宜しく御褒美(口小野・

鍛冶屋・奥小野村)

7・朔 孝子に御褒美、鳥目三貫文(魚屋町松屋

力蔵、材木町鍛冶屋与市郎)

11・19 家中孝人へ染絹一反(中嶋与惣、高橋栄
次、西山平左衛門姉)

11・25 町方の銀子調達の者へ御褒美

天保9年 正・27 孝子に鳥目二貫文(材木町大工安蔵

十二歳)

4・朔 鍛冶屋村火災の節、格別出精に付き下

され物(日野辺村庄屋ほか)

5・朔 御勝手方御用向き出精に付き、年々御
米十五俵(采屋弥蔵)

8・20 田多地村与三郎娘きは、孝行により鳥

目二貫文

9・朔 消火協力者へ下され物(家中)

11・23 老母に孝、農業出精により鳥目二貫文

(安良村惣七)

天保10年 正・29 孝行者に付き、御褒美(在方)

天保11年 2・朔 孝人、奇特人へ御褒美(町方七人)

6・晦 役儀、家業、農業出精に付き御褒美

(町方)

8・12 家業出精に付き、鳥目一貫文(町方)

11・朔 幼年ながら節儉、睦まじく相暮らし奇

特に付き金二百疋(片山勝馬)

11・12 打ち続き御取納米仕立て宜しく銀、御

米等賞賜(宮内村ほか)

12・15 御年貢手早く勘定を遂げ、庄屋共に酒

料、村へ御米(山之中・下郷)

12・18 町方地子向き上納、手早に勘定を遂げ

名主、庄屋へ御酒料(町方名主・庄屋)

天保12年 正・21 奇特婦人に御褒美七件、男二件

5・12 九日の出水、格別の働きにより、銀二

両(町方十人)

8・晦 心得筋宜しく農業出精に付き、鳥目一

貫文(鳥居村藤八)

11・10 収納米仕立て宜しきに付き、御褒美

(桐野村ほか)

11・27 御年貢出精に付き御褒美(寺坂村ほか)

11・晦 御年貢手早に皆納に付き、御酒料

12・4 御年貢手早に皆納に付き、御酒料、御

米(下郷村々)

12・20 御年貢出精に付き、大庄屋ら御目録

天保13年 正・晦 家業、農業出精に付き、御褒美

(町方・在方)

2・12 農業出精に付き、鳥目一貫文(上野村)

5・24 評席申し渡し(普請にて城下を飾り、尤に

付き御酒料・町方)

7・8 行事役実躰(糺屋)、夜番厳重(博勞町)

に付き下され物

10・9 森口の者共、農業出精、収納米仕立て

宜しく二貫文

11・8 御収納米一同打ち続き、仕立て宜しく

下され物(鳥居・尾崎村)

12・20 触れ下村々御年貢手早く勘定を遂げ、

南籙一片・郡内大庄屋

12・29 難渋の中、身持ち宜しく奇特に付き鳥

目二貫文(鍋屋後家)

天保14年 4・4 老年に及び農業出精に付き鳥目五

百文、孝心に一貫文(福見村)

6・21 銀談の義に付き願い助精候段、御褒美

(大石藤兵衛ほか)

8・17 病牛世話格別に付き、御酒代成し下さ

れ然るべきや御郡奉行伺(長砂村久次郎)

8・20 右久次郎へ御褒美、鳥目一貫五百文

10・朔 皆無見分願い出無く御褒美に御米

(長砂村、弘原町分、宮内・坪井・福見・暮坂・森井・中谷村)

10・17 御米仕立て宜しきに付き、御心付け

(宮内・袴狭・伊豆・大谷村)

10・24 御収納米仕立て宜しく下され物

10・29 森口、農業出精御米仕立て宜しく、鳥

目二貫文

12・20 尾崎村小右衛門御褒美

12・24 諸芸出精の面々八十九人に、御心付け

銀札三匁ずつ

天保15年 2・8 奇特者等表彰(町方)

10・6 氏神祭礼に心得違いこれ無く村内和熟

に付き米一俵(伊豆・福居村)

10・15 隣村検見相願い候に申し出ず、殊勝に

付き御米(弘原町分ほか)

10・晦 釜屋与市郎宅出火の節、衆にぬきんで

働き二十疋(八木町七藏、宵田町五兵衛父子)

12・朔 財布拾い直ちに届け出御酒料二十疋

(本町嶋屋八兵衛)

12・14 御上納皆済に付き、南鎌三片(宮内村大

庄屋市郎右衛門)

12・晦 家族、召仕いまで侍中へ恐敬篤く、銀

一両。召仕いへも銀一両(門垣屋又十郎)

弘化2年 正・20 奇特人に下され物(町方並びに桐野

村)

2・12 女の身で農業出精に付き、鳥目七十疋

(宮内村)

10・29 農業出精格別に付き、御褒美に御米二

斗(嶋村庄屋ほか)

11・6 荒場開発並びに収納米仕立て宜しく、

御褒美(在方庄屋・組頭・村々へ)

11・10 同(弘原上村ほか村々)

11・23 農業出精、願いの筋これ無き村々へ、

御褒美に御米(日野辺・寺坂村ほか)

弘化3年 正・21 農業出精、親孝行人に御褒美

(町方・在方)

5・25 川原町の町医、医業出精に付き帯刀御

免(工藤秋桂)

閏5・11 家中に、年来実跡に仕え、帯刀御免、

中間へ新抱え

6・朔 先月二十二日、大友宅雷火災消火協力

者へ御鳥目

11・15 村々御収納米仕立て宜しく御褒美(奥

小野村ほか)

11・15 森口、農業出精作方増し、収納米仕立

て宜しく御褒美

弘化4年 5・5 八木町火事に相働き候者へ、鳥目

十疋ずつメ六人

6・4 格別家職に身を入れ相働き御褒美(材

木町畳屋九右衛門、田結庄町船屋惣二郎並びに定使

武兵衛)

8・7 川原町の町医、工藤秋桂医業出精に付

き御心付け二百疋

8・29 川原町行事由兵衛、行事役出精に付き

銀二両

12・12 村々御収納方手早に皆済致し、御酒料

(在方)

弘化5年 2・3 母に仕え方宜しく鳥目一貫文(水

上村源次郎)

嘉永元年 4・21 火災の節、毎度格別の働きにより

御酒料(町方)

嘉永2年 正・28 常々心得筋宜しく農業、家業出精

に付き御褒美(町・在)

7・20 当年作方宜しく、御祝いのため領内の

者共へ御酒料

11・24 当御収納米、仕立て宜しきに付き御褒

美(口小野・奥小野村)

嘉永3年 正・24 奇特人に御褒美(町・在)

7・9 下男年季御褒美の定(五か年五百文、十

か年一貫文)

嘉永4年 5・朔 母在命中事方宜しく、染絹一反

(代銀一枚)岡木極人

嘉永5年 2・朔 奇特人へ鳥目(八木・本・七軒町)

12・11 御収納米仕立て宜しく御褒美(庄屋・組

頭・惣百姓へ、袴狭村ほか)

嘉永6年 正・晦 奇特人へ鳥目一貫文(宗鏡寺町、水

上村)

嘉永7年 2・24 孝人(新町定八)に鳥目一貫文

2・26 農業出精に付き、鳥目一貫文(福居村藤

助、弘原下村勇蔵)

7・21 御勝手向き御用出精に付き、御紋付御

^{かみしも}上下(町方五人)

安政2年 11・17 御収納米仕立て宜しく、村々へ御

褒美(口小野村ほか)

11・20 十三日の火事に格別相働き、鳥目一貫

文(八木町大工儀助)

安政3年 7・29 掘笑山へ三幅対下賜(村替え功勞)

12・9 御収納米仕立て宜しく御酒料(奥小野)

安政4年 正・29 舅の看病、神妙奇特に付き御褒美

11・24 御収納米仕立て宜しく下され物(下郷、

山之中)

安政5年 2・10 夫へ事方宜しく家業出精、鳥目一

貫文(魚屋町道具屋伊兵衛女房のぶ)

12・11 日野辺屋直右衛門ら、火災の節相働き

候に付き、鳥目十疋ずつ)

安政6年 正・晦 袴狭村喜作、心得筋宜しく御褒美

安政7年 正・20 心得筋宜しく御褒美に、鳥目一貫

文(町方二人)

万延元年 9・16 孝人二人に御褒美、鳥目一貫文

(伊豆村)

万延2年 正・20 奇特人へ御褒美(町方・在方)

文久元年 10・4 姑に事方宜しく御褒美、鳥目一貫

文(魚屋町)

文久2年 2・朔 木町山口屋、袴狭村善太夫御褒美、

鳥目一貫文(常々家業出精)

文久3年 正・13 孝人、奇特人に御褒美(桐野村、田

結庄町)

8 御 褒 美

元治2年 2・20 実跡に付き御褒美(鍛冶屋村)

慶応元年 4・28 奇特人に御褒美(町方)

10・朔 村方農業出精に付き、御褒美

11・14 芸術修業出精の番人へ、御褒美

慶応2年 正・21 孝人、奇特人へ御褒美(町方・在

方)

2・7 火事の節格別相働き、徒罪赦免

2・8 火事の節格別相働き、御褒美

3・24 孝人伊勢屋市松へ御褒美、鳥目一貫五

百文(宵田町)

3・27 家業格別骨折り、追々繁栄に及び御褒

美(町方四人)

4・15 本家衰頹を引き受け世話致し、奇特銀

一枚(桐野村)

慶応4年 6・5 奇特人(片間村、本町)に御褒美

6・7 孝子ら御褒美(在方二十九人)

明治2年 12・7 淫賊へ貞節を守り靡従せず、御褒

美三貫文(出町ふき)

12・22 徒党にて牢舎の件に付き、理解に及び

救助等差し遣わし御褒美(袴狭村)

12・27 謀議に与せず、金百疋(増田守ほか)

12・29 徒刑人、溺人を救助し鳥目一貫文賞賜

12・晦 不実会合の宿、断り御褒美(河原町)

明治3年 正・元 宗鏡寺町橋、落札拾い届け出に付

き御褒美(宗鏡寺町兼先屋佐五郎)

2・29 村方引き立て方宜しく賞誉(日野辺・袴

狭村)

3・5 会計事件に尽力に付き、賞誉(広江屋幸

助、鍋屋直蔵)

10・2 奇特人へ賞誉(町方十六人)

12・5 夜学、社中二十四人へ賞誉三十貫文

12・5 奇特人、収納米早期上納者等に賞誉

明治4年 2・20 奇特人へ賞誉

4・4 落札拾い取り申し出候に付き、鳥目二

貫文(八木町若荷屋勇次伴亀吉)

12・5 拾い物落し主出ずに付き、下げ遣わし

(二件)
明治5年 正・10 孝人、家業出精人に、鳥目(町方)

9 福祉・民生

文化12年 7・6 難波人に例年の通り御救い米

8・27 大殿様御厄年に付き、座頭ざとうへ配当、銀
高二百三十匁

12・9 百四歳の老母に、生涯一人扶持(出合
市場村)。双子に十年間米三俵ずつ(西谷村)

12・27 難波人へ御救い米(在方)

文化13年 2・21 座頭へ銀二十五匁五分(十三人)

4・朔 春光院殿(政明父)御年回(百五十回忌)に
付き、座頭へ配当

7・9 当春火災に付き、普請のため鱒山の松
木五本下付願い(寺坂村)

10・晦 三夫婦相揃い年々米六斗ずつ(是迄は

三俵)頂戴(山之中小谷村)

文化14年 2・8 三夫婦に御米六斗ずつ（作州中原

村）

3・15 難渋人（老母二人）、孝婦（一人）、小役の
者見分

5・4 貞相院殿御法事に付き、自他座頭共へ

銀四十八匁（三十三人）

文政元年 6・27 双子出生に付き、御米六斗（養父

郡市場村）

11・20 於節様御誕生に付き、座頭へ配当、銀

十九匁（十一人）

12・15 極難に付き、御救い米二斗ずつ（町方）

12・19 於節様御宮参りに付き、座頭へ銀高十

九匁（十一人）

文政2年 4・朔 双子出生に付き、年々御米三俵

（田結庄町菅屋善四郎）

10・4 双子出生に付き、十歳迄年々米三俵

（栗尾・上ノ郷村）

12・7 難渋人に御救い米、いつもの通り成し

下されるか伺い

文政3年 2・晦 双子出生に米三俵（材木町大工藤助）

3・23 照慈院殿七回忌、座頭へ配当（衆分十四
人二匁ずつ、ござ三人五分ずつ）

7・朔 難渋人に御米二斗ずつ（町方）

7・7 難渋人に御救い方、相願い（新町）

9・晦 新橋詰め小屋出火、類焼綿屋佐四郎へ

米二斗

12・15 極難渋人へ御米二斗ずつ（河原・新・出

町）

12・21 難渋人に御救い米（在方）

文政4年 正・27 難渋人に御米二斗ずつ（在方）

5・晦 病気の際は手遅れなく服薬、薬代は用

人より医師へ御手当て（支払い）

6・朔 人参代取り置き料、割合申し渡し

文政5年 7・21 乾五郎様養子に入らせられ候に付

き、自他座頭共へ配当二銀百七十三匁（衆分

三十七人四匁ずつ、初心八人一匁ずつ、ござ十七人

一匁ずつ

文政6年 3・20 寺坂村出火に付き、御救い米

4・6 類焼に付き牛の仮部屋用材として、御

林の悪木を下付(田結庄・川原・裏町)

5・9 類焼の面々へ、金銀(家中)

7・20 川原町の類焼親戚へ、松木三本(上村

七右衛門)

8・10 類焼者へ御憐愍下され物(裏町銀八枚、

田結庄町金二両、川原町金十五両)

9・6 周之助様御居宅へ御引き移りに付き、

座頭へ銀二十匁

文政8年 2・朔 長寿者へ祝儀、銀一両(町方)

6・5 信恭院殿御追善施行米四十六石余り、

人数一万七千九百九十八人(二人二合五勺)

6・6 難波人(元藩士後家)世話方御願い(見性

寺)

6・28 美合郡下浜村弥三郎三つ子出産に付き、

十歳迄年々御米七俵ずつ

12・27 作州大庄屋次郎兵衛より申し達し(津

山領分百姓一揆)なお、出石領に付いてお救い

願いにより、銀五貫目

文政9年 12・4 信恭院殿御三回忌、施行米五十四

石九斗七升

文政10年 8・19 遠坂御本陣泉屋仁兵衛へ類焼見舞

い金二百疋

11・9 類焼の二宮万蔵、山崎左伝次、大沢利

右衛門等に御心付け

12・28 正月用に米など家中へ貸与(来年四月、

六月に返済)

文政11年 2・11 和田山の内にて松木家中へ成し下

ざるため、見分縄張り

3・21 双子出生、十歳迄年々米三俵(田結庄町

油屋治平)

8・27 実相院殿五十回忌につき座頭へ配当

(十一人四十一匁、在方七組へ三十匁二分)

9・9 家中難波者へ、御米百十石七斗御貸し

10・27 城山にて薪成し下さる、家中望みの者

伐り取り勝手

11・27 一石に付き銀十匁の割合にて、拝借銀

許可申し渡し

12・15 無扶持御雇いの拝借銀割合、三十匁

二十匁

12・27 百歳の長寿者二人へ、年々米三俵ずつ

(山之中)

文政12年 7・7 家中一統難渋に付き、拝借米の儀

仰せ出し

10・23 和田山の内にて松木並びに下刈りを御

家中へ

12・15 一統難渋に付き、大坂館入りより借り

受けて、一石に付き銀七匁ずつ頂戴(家中)

12・晦 双子出産に付き、十歳まで年々御米一

俵半(奥小野村)

文政13年 正・15 御城山、和田山の内にて薪家中へ

6・11 和田山の伐ち木来る二十日迄に取り入

れる様家中へ申し達し

12・27 長寿者へ御米(町・在八十歳以上)

天保2年 12・28 家中難渋に付き、御心付け米

天保4年 正・21 九十九歳の老母に長寿お祝いのた

め御米一俵(奥小野村)

天保5年 8・朔 双子出生に付き、十歳迄御米六斗

ずつ(田結庄町)

10・20 (久道追善のため)今日町在へ施行、米六

十三石五斗一升六合(一万四千八百四十人)

天保6年 8・晦 天真院殿(久道)御一周忌、御施行

米四十一石余、一万六千四百七十人

12・11 常真院様御逝去に付き、座頭へ配当銀

札六十四匁一分

天保7年 8・19 町方極難渋の者六軒へ、米九升六

合(二人に三合)

10・13 殿様御元服、御祝儀として座頭へ配当

12・7 町方難渋人へ粥焚き出し計二百三十人

12・21 町方極難の者へ義倉金を以って、粥焚

き出し

天保8年 正・27 官位遊ばされ候に付き座頭へ配当、

銀高六十四匁一分(十人)

7・2 塩払底に付き、藩にて買入れ家中へ

払い下げ

7・3 家内多く難渋に付き御米一斗(宍田町塩

屋太衛兵後家)

8・2 明三日御城山くミ谷に於いて、下伐り

木払い下げ

8・晦 山椒畑、くミ谷の薪明朔日より小頭以

下へ下げ渡し

11・21 常真院殿御三回忌に付き、当地座頭へ

配当三十二匁五厘

天保9年 9・朔 類焼者へ下され物(新町家中)

9・18 当節薪難渋相察し、城山道谷にて下刈

り下げ渡し

12・28 米百五十石、町方へ暮れの御貸し米と

して相渡し

天保10年 4・8 新屋敷類焼の者へ下され物(二十

日にも記載あり)

10・8 新町百姓平三郎双子出生に付き、年々

御米一俵

12・8 大雪に付き下され物、御侍分三匁ずつ、

御役人二匁ずつ、小頭以下一同へ銀五枚

天保11年 2・晦 座頭へ配当二件(照慈院殿)

4・16 御城山稲荷台の上の杉、枯れ枝家中へ

下付

7・10 殿様御婚姻に付き、座頭へ配当

天保12年 正・29 大雪にて難渋に付き、家中へ下さ

れ物(御侍以上は三匁ずつ)

6・17 町方長寿者(八十歳以上)に金一兩ずつ

7・6 新田井せきにて、水腐れに付き、大豆

二石、五か年下賜(伊豆村)

7・29 貞恭院様、御逝去に付き、町方座頭へ

銀高六十七匁一分

8・6 御追善施行、米十九石二斗(五千二百二

十三人

9・8 領内長寿者(八十歳以上)へ御祝儀一兩
ずつ

9・15 御城山にて下刈り下げ渡し(家中へ)

11・10 常真院殿追善のため産物会所にて施行

米二十三石余

12・12 病氣難渋者を組合、親類預け

12・28 歳暮に付き拝借銀三十匁(鳥目二十疋

(家中)

天保13年 4・8 御城山にて枝打ち、家中望みの者

へ御払い

6・24 貞恭院殿一周忌に付き座頭へ銀三十三

匁

6・晦 双子出生に付き、御米年々一俵ずつ

(寺坂村伊八)

12・20 文恭院殿三回忌に付き、座頭へ銀七十

八匁(二十一人)

天保14年 2・24 泰姫様御逝去に付き座頭へ(四分、

初心、ごせ)

7・7 盆前難渋に付き家中へ下され物。三割

余分借り受けは御用捨

8・11 当節柄難渋に付き拝借銀仰せ付け(御

侍以上二十匁、小役人以下十七匁)

閏9・18 一統格外難渋の中に付き、御心付け

金子(家中へ)

10・29 先月御家中、並びに末々迄御心付け

(銀札十二貫九百十匁八分)

12・28 此の度格別を以って七十歳以上の者共、

土下座御免

天保15年 正・27 長寿者御祝い、鳥目五百文ずつ

(城下八人)

4・17 下郷鳥居村小三郎双子出生に付き、年

々米一俵

7・4 川原町百合屋只八後家六十五歳、難渋

に付き御救い米願い

10・13 宮内村半兵衛(火元)へ米三斗

- 12・15 極難に付き御救い米一斗ずつ(町・在)
- 12・15 義倉組み立てこれ有り、御貸し渡し希望の向きは引き請け役に申し出を達し

弘化2年 11・20 願い立てこれ無き村々、難渋これ有り哉と不便に思召され御米(宮内村ほか)

弘化3年 2・27 照慈院殿三十三回忌に付き、座頭へ銀十匁五分

3・5 御城山の内にて下刈り、家中の面々勝手に罷り越し候様達し

3・24 御城山下伐り成し下さるに付き注意

3・晦 御城山下伐り相越し難き向きには、御

払いにて下付

4・朔 御城山下伐り、来る七日留め山、小頭

以下へ刈り残り頂戴

6・11 魚屋町米屋惣兵衛後家せき、難渋に付き御米一俵(御乳差し上げ)

き御米一俵(御乳差し上げ)

6・11 七軒町宗平女房双子出生に付き、年々

御米一俵

10・15 御城山の内くみ谷、唐津屋谷にて下刈り下付

11・15 炭望みの者並びに内職(廻)望みの者産物会所へ願い出

弘化4年

3・15 無宿者、止宿の上狼藉に付き難渋に依り、鳥目(寺坂村弥右衛門)

7・朔 貞恭院殿七回忌に付き、座頭へ銀札十一匁

8・27 雷火で居宅焼失の大友市太夫、屋敷成し下さる様願い

嘉永元年

4・朔 宮内村作次郎双子出生に付き、年々御米一俵

7・9 一時貸しも当分差し留めに付き、難渋のため御心付け

8・15 此の度の出水に付き、浸水の家中世帯へ御心付け(柳町ほか)

10・11 御城山大谷等にて下刈り家中へ下付

12・21 家中難渋に付き、御心付け

嘉永2年 7・10 11 家中難渋に付き御心付け

10・12 御城山の内にて下刈り成し下さるに付き、御家中勝手に罷り越し申すべく

12・9 大雪に付き家中難渋たるべく、格別の御心付け

12・15 大雪にて居宅大破に付き、思召しを以て銀二枚(巾嶋鏡右衛門)

12・24 双子出生に付き、年々御米一俵(上野村伊作)

12・27 大雪にて薪炭払底難渋に付き、御心付け

嘉永3年 正・24 三夫婦に年々御米一俵二斗ほか

7・12 一統難渋たるべく御心付け

9・26 御城山にて下刈り御家中へ下付

10・朔 増嶋新助居宅大破に付き、拝借金願ひ出に付き見分

嘉永4年 3・13 町方難渋人多に付き粥施行、人数

六百二十七人、一人四勺余

7・7 双子出生に付き、年々御米一俵(弘原上村惣平)

7・10 町方極難渋人へ十一日より三十日の内、御救いの粥施行

10・5 御城山の内、大栗谷より鱒山並びにくみ谷の内にて下刈り下付

嘉永5年 10・11 御城山の内かき谷、くみ谷にて下刈り下付

11・18 桐野村多人数相煩わづらい(病人五十三人、死人六人)に付き、御救い米

嘉永6年 10・20 御城山の内ろうざ谷、福成寺本堂の上、下刈り家中へ下げ渡し

嘉永7年 2・24 長寿(八十一歳)本町森尾屋利七に鳥目一貫文

5・11 御城山にて榎木御仕入れの薪、御家中へ御払い

10・5 御城山の内唐津屋谷、福成寺上にて、

下刈り下げ渡し

10・25 灯油買い入れ、家中望みの者に御払い

安政2年 正・15 御家中へ内職あっせん(木綿つむ

ぎ)、御勘定奉行所

7・2 御城山の内にて拾い木許可(御家中)

11・17 御家中へ町奉行所より、緯縞とこしま内職幹旋

12・8 薪払底に付き、御家中望みの者は御普

請方に相願い申すべく

安政3年 10・20 御家中へ御城山の縄張り内にて下

刈り下付

安政4年 2・19 大借難渋に付き御引き方仰せ出し

2・25 火災により居宅焼失に付き御引き方半

年御用捨

3・朔 御城山にて縄張り内下刈り御家中へ下

付

4・朔 百歳、三夫婦、双子出産にそれぞれ下

され物(在方)

5・朔 三夫婦相揃い、年に米一俵二斗(田結

庄町日野辺屋庄七)

9・27 御城山にて下刈り御家中へ下付

安政5年 9・朔 御城山くみ谷、うるし谷にて下伐

り家中へ下付

12・11 一統難渋に付き、来未年より残石引き

方御用捨

安政6年 4・29 町分下村にて双子(男)出生に付

き見分

6・晦 双子出生に付き、十歳まで年々米一俵

(町分下村)

11・朔 御城山拾い木家中望みの者に下付

11・15 双子出生に付き、年々御米一俵(本町

八幡屋喜兵衛)

安政7年 3・20 御城山大谷、鱒山谷にて下刈り下

付

万延元年 閏3・12 暴病流行に付き養生書、家中・

町・在へお達し

文久元年 3・3 大凶作に付き困い穀にて手当てし、

五か年にて詰め戻し方伺い

文久2年 3・5 御城山の内にて御家中へ下刈り下

付

元治元年 7・7 家中難渋により御心付け

9・8 積善院様御逝去に付き、座頭へ配当銀

十一匁五分(八人)

10・19 御家中へ御心付け

元治2年 3・25 百歳に付き御祝い、生涯米一俵二

斗ずつ(奥小野村)

慶応元年 7・10 家中難渋たるべきに付き御心付け

8・晦 人参代取り置き料

9・9 薪払底に付き、和田山にて家中へ松割

り木仕出し

慶応2年 4・8 類焼の面々に拝借銀(家中)

4・12 京都出張中難渋たるべく、一か月分御

心付け

5・4 米価高値に付き正米を歎願、御心付け

7・7 諸色高値にて難渋に付き、御心付け

8・8 洪水にて難渋たるべく御家中へ御心付

け

12・24 当節諸色高値、難渋に付き御心付け

慶応3年 6・27 出府の節諸色高値に付き、御心付

け増し

7・7 諸色格外高値難渋に付き、御心加え御

心付け

9・21 御城山の内御家中へ拾い木下付

12・24 諸色高値難渋に付き、御心付け

慶応4年 6・5 御一新に付き百四歳に御米二斗

(奥小野村儀右衛門母)

7・26 養老の典挙げさせられ、八十八歳以上

に二人扶持、百歳以上に三人扶持

明治元年 10・朔 御城山の内にて拾い木下付

11・7 養老として百歳以上二人扶持、八十八

歳以上米三俵

11・10 八十八歳以上の長寿者に、御養いとし

て御米三俵

明治2年 正・27 三夫婦に年々御米六斗(口赤花村橋

本八兵衛)

2・5 家中老人(七十歳以上)の名前取り調べ

2・6 長寿の面々へ御祝いとして下され物

7・10 諸色高値に付いては、難渋たるべく御

心付け

8・18 米価高値難渋に付き御救い米(於産物会

所)

9・20 京都警衛詰め越しに付き、御心付け

9・29 御城山にて下刈り藩士へ下付

11・23 鰥・寡・孤・独に御救い米一斗ずつ

12・4 窮民に御救い米、一斗ずつ

12・5 水害村に御救助米九石(安良村)

明治3年 正・17 凶荒に付き難渋者に、来る二十日

粥施行

正・20 種痘館東室を、仮孤子院と仰せ出し

正・28 来朔日、大橋東辺にて粥施行

2・2 屋敷内、開墾を督促(野菜の自給)

2・10 窮民救助のため米、銭献上(池田胆治ほ

か)

2・13 育孤院へ献金(大庄屋橋本弥兵衛)

3・29 昨年凶荒に付き郡中へ、麩米十二石

4・4 難渋人へ麩米差し遣わし

4・22 難渋人に麩米

10・2 長寿者へ御祝い、賞誉

12・5 奇特人長寿者取納米等に賞誉

明治4年 正・15 20 長寿者へ鳥目、麩米

2・27 七十歳以上の家中長寿者へ酒料(女子

は笹巻料)

5・20 山崩れにより圧死、救助米五斗(田多地

村)

8・2 無妻にて子供多く、長病に付き麩米一

斗(田多地村)

9・4 百歳に付き二人扶持(竹野村)

明治5年 正・12 八十八歳に御祝い金五円(袴狭村)

10 土 木

より見分に罷り出

4・29 桐野村地所改め、実入り時節により延期を申し達し

文政8年 5・21 新橋御普請出来、今夕七ツ時より

往来明け

6・21 袴狭普請所開発場見分

7・9 長砂橋普請に付き、十八日より二十日

まで往来留め

文政9年 正・16 地方役へ普請所人足の件等に付き、

勘定所より申し談じ

文政10年 12・20 東御門外駒寄せ、土損に付き御繕

い方申し達し

文政11年 4・11 長砂橋普請出来、往来可

文政12年 11・24 桜尾辺の新道の道直しのため御林

の松伐り取り許可

天保2年 3・19 菅谷御林見分(十六日百合・上野村、

二十五日弘原谷) 御普請奉行

10・11 向こう三か年間、本道以外自普請仰せ

文化13年 4・21 松縄手の松、すかし手本を致し候

様申し談じ

5・15 (堤防修理陳情現場) 地方役見分立ち会い

(天谷・福居・伊豆村)

5・23 松縄手並木、枝打ち出精に付き下され

物

7・3 長砂橋御普請出来、今日より往来

8・24 二十二日出水にて往還土手切れ(伊豆村)

12・3 松縄手普請所へ、和田山、桜尾山より

松木伐り出し願ひ(田石町分)

文化14年 4・23 大橋御繕い過半相済み、往来を明

け番人付け置き

文政7年 4・23 桐野村、地所改めのため二十五日

出し

天保5年 3・21 長砂橋御普請に付き、今日より往

来差し留め

4・17 長砂橋普請出来、往來明け

7・12 大橋敷板、欄干損じ、十七日より取り

かかりに付き、往來留め

8・17 此の度の大橋普請、差しかかりに付き

揚人申さず

8・27 大橋修理出来

天保6年 閏7・17 長砂喜市橋御普請、廻り道の立

て札

8・13 材木町欄干橋御普請に付き、今日より

往來留め

9・2 材木町欄干橋御普請出来、今日より往

來明け

天保7年 5・24 七軒町橋御繕いに付き、御堀に舟

入り候段、御普請奉行より申し達し

8・23 町分普請所に相用い候に付き、弘原野

山之内にて松木千本伐り取り

天保8年 10・4 下郷五か村普請所見分の上、申し

付け高人足九百十一人

天保10年 4・12 下郷十九か村普請所人足見積もり

5・13 下郷七か村地方役見分申し付け(人足一
千四百三十六人半)

天保11年 5・14 伊豆・福居・嶋村へ地方役、地損

見分

天保12年 4・4 普請所見積もり見分(下郷)

天保13年 4・4 下郷普請所人足積もり

4・6 日野辺御林見分

天保14年 4・9 下郷両組、普請所見分の上申し付

け(人足三千八十七人)

9・7 細見村より大谷溜め池の樋、取り替え

並びにさらえ願い

天保15年 4・朔 川原町裏の井堰下げ候様願い、許

可(宮内・坪井村)

4・7 普請所人足積もり(町分七か村、下郷十

木

八か村、山之中五か村ほか

嘉永3年 4・8 普請所見分の上、見積もり申し付

弘化2年

3・27 地藏井堰用、松木伐採方願い(寺

け(下郷)

坂村)

11・3 山之中並びに町分見分

土

4・13 尾崎村溜め池水門、地方役見分

11・9 鳥居組十四か村、普請所見積もり

9・4 七軒町橋普請に付き、当分鍛冶屋村へ

嘉永4年 4・5 桐野組普請所見分見積もり

廻り道の旨

4・20 町分、下郷普請所見積もり

9・8 七軒町橋普請に付き、堀に舟を入れ候

7・21 七軒町堀橋普請出来、往来明け申し談

事御構い

じ

弘化3年

3・10 谷山口欄干橋、御普請に付き往来

10・5 下郷普請所見分、見積もり

差し留め

嘉永5年 5・25 普請所見分見積もり覚え(山之中

6・25 普請所人足積もり(千百九十九人、鳥居

桐野組)

・福居村)

安政2年 10・14 町分五か村ほか、普請所人足見積

6・25 百合縄手の石橋、橋台積み上げ方願い

もり

出、許容

安政3年 4・16 山之中口組六か村、普請所見積も

7・16 大橋普請、新橋落居に付き大橋へ歩み

り

板懸け往来

4・18 山之中口組四か村、普請所見積もり

嘉永元年

9・11 下郷筋、水難見分(伊豆村大吼^{おほい}大

安政5年 4・7 山之中土野組六か村、普請所人足

保惠)

見積もり

編 在 町

4・13 弘原町分等引き地、並びに普請所見分
安政6年 3・晦 下郷菅谷二か村、普請所人足積も

り

9・24 普請所人足積もり、坪井・森井村ほか
三か村

万延元年 6・27 長砂村喜市橋、御普請出来

文久元年 7・晦 大橋架け替え御用意出来

9・17 日野辺村見取り場見分、御取り箇の覚

え

10・8 大橋御普請、今日中に出来に付き渡り

初め日程伺い

10・13 大橋架け替え渡り初め (三夫婦、気多郡

赤布村)

慶応2年 5・21 水難に付き、なるたけ自普請の旨

(御郡方へ)

慶応3年 3・10 11 御家中並びに館中の面々川浚え

6・朔 谷山川筋、川浚えに付き下され物

明治4年 2・19 昨年の出水被害、なるべく自普請

の旨

6・2 去月の洪水破損甚大、相応自普請申し

付け

6・5 武校生徒、災害復旧に川浚えを願ひ出

6・7 文校生徒、災害復旧に谷山川浚えを願

い出

6・8 谷山川筋川浚えに付き、続々協力申し

出(大少属ほか)

11 人 数

文化12年 5・29 郡中宗門改め惣人数、六万七千二百四十人、内(男三万五一一人、女三万二〇一三人)

文化14年 6・3 御郡中宗門改め惣人数、六万七千五百九十五人、内(男三万五四二四人、女三万二一七一人)

文化15年 5・17 宗門改め、領内惣人数、六万九千四百五十五人、内(男三万六三四四人、女三万三一一一人)

文政元年 10・20 御郡中五人組帳差し出し惣人数、六万五千八百八十三人、内(男三万四六二〇人、女三万一二六三人)

文政2年 閏4・20 宗門改め、人数ノ六万九千四百六十五人、昨年より十人増し

文政4年 5・11 惣人数六万八千三百五十三人、内(男三万五七八四人、女三万二五九一人)辰年に二百七十八人増し

文政5年 5・23 御領地人数当年七か年目に付き、

御改帳御郡奉行より差し出し、人数六万七千九百十一人、内(男三万五五九五人、女三万三二一六一人)

文政7年 8・6 当申年御郡中宗門改め人数、六万

八千九百六十四人、内(男三万六一一九人、女三万二八四五人)

11・11 御領分内、座頭人別割合

天保9年 7・4 御家中、町在惣人数、二万八千八

百六人、前年より一千六百二十八人減

天保11年 4・8 御領分町在人数御改め、ノ二万五

千五百四十一人、内(男二万三〇七一人、女二万二四七一人)

7・26 御家中町在共惣人数、二万七千九百十

六人、内(男一万四二八一人、女一万三六三五人)

天保12年 7・朔 宗門改め惣人数、二万八千八十人

内(男一万四三四四人、女一万三七三六人)

天保13年 7・24 宗門改め惣人数、二万八千三百三

十四人、内(男一万四四八二人、女一万三八五二人)

弘化3年 4・5 御領分出石養父郡人数、二万六千

六百九十八人、内(男一万三七四三人、女一万二九五五人)

弘化4年 7・20 宗門改め御家中町在共惣人数、二

万九千四十九人、内(男一万五〇〇九人、女一四〇〇九人)

嘉永2年 8・27 宗門改め惣人数、二万九千三百二

十四人、内(男一万五〇五人、女一四〇六人)

嘉永4年 12・5 御郡奉行宗門改め、人数二万三千

百四人、去年より一三七人減

嘉永5年 9・5 当年御領分人数、三万一千七百十

六人、内(男一万六二五二人、女一万五四六四人)

安政3年 3・14 御領分宗門改め、各組村人数二万

六千六百三十二人並びに家数

安政5年 7・19 御領分人数、三万一千六百九十五

人内(男一万六一五二人、女一万五四三一人)

12 触れ・達し・規則

文化12年 6・26 夜中御用にて御裏門出入りの定め

7・11 祭礼、盆中の触れ

文化13年 5・27 蛸狩りに付き家中、町方へ注意

文化14年 3・23 銀札通用御願いの通り仰せ出され

候に付き、町・在へ申し触れ

7・10 盆踊りの注意事項申し達し

8・17 在方祭礼、歌舞伎踊り等増長無用、角

力は可

12・朔 往來の差しつかえに相成るに付き、雪

除けの達し

文政元年 6・27 料理屋へ家中の者、出入り禁止

10・朔 御年貢、上納金等二歩判を取り交ぜる

べき旨達し

文政2年 3・27 川原町裏等にて殺生人、明(空)き

船にて往来するを禁止

7・12 御盆の注意事項触れ

10・朔 御鳥屋御寄せ近辺にて、殺生を禁止

文政3年 正・27 子供の提足遊びを禁止

2・12 富くじ禁止の触れ

7・4 子供火花禁止触れ

8・17 疵付いた犬に関する触れ

文政4年 2・晦 風邪にて長髪は苦しからず旨触れ

9・27 山椒畑より日野辺まで、殺生差し留め

場仰せ付け

11・5 和田山枯木拾いに故障これ有り、無用

に致すべき旨

11・7 他所銀札通用、重ねて禁止

12・20 年末、年始恒例規式の省略触れ

文政5年 6・10 橋上の夜涼みは往来の妨げに付き、

禁止の触れ

11・20 薪払底に付き、増し銭、抜き売り等禁

止の触れ

文政6年 2・24 二十五〜九日の一宮社御祈祷、臨

時御祈祷に付き町・在へ御触れ

2・27 桜見物にて、養父市場村の在方へ立ち

寄り無用の触れ

4・10 火災により、高い高値をむさぼること

敵禁

文政7年 2・7 他所銀札禁止触れ

4・20 博奕、賭の禁止触れ

6・10 他所銀札通用敵禁の達し

7・4 普請奉行達し(諸職人へ)

12・9 薪山故障筋にて、入木禁止

文政8年 6・15 子供の火遊び、橋上の夜涼み禁止

7・23 無提灯にて夜分市中往来を禁止

8・9 養父川は運上川に付き、勝手に網打ち

無用

11・9 他所銀札通用禁止触れ

文政9年 3・13 清水裏井溝に、ちりあくた捨て禁

止

7・朔 家中へ、飲食遊興、他領へ罷り出るこ
と等禁止触れ

12・15 町・在へ申し触れ(銀札引き替え、薪炭の
定札、銀相場丁百文)

文政12年 3・20 川原町裏川筋並びに川端往来致す

まじき旨

文政13年 正・15 御借り米返済年にて、気分の弛み
を引き直すべく達し

正・15 町方・在方よりの音物、受納致すまじ

く……諸役人へ触れ

2・11 御代官より役人、小役へ綱紀肅正の達
し

5・27 橋上での涼み、往来の妨げに付き禁止
触れ

7・21 御郡奉行、御蔵元メ、渡し方引き請け
役へ御達し

9・15 当年風水無く不作見分願ひ等は、嚴重

たるべく

9・22 検見皆無見分の節、下分心得違ひもあ
り、御役人は厚く心得るべき旨

12・朔 諸商売人に仰せ出され書

天保2年 4・15 伺い事は詮儀の後で、伺い申すべ

き旨御達し

7・11 盆の注意事項

天保3年 8・朔 音信贈答申し合わせ、手輕に取り

遣わし候様、御達し

閏11・13 琉球人通行の節の心得触れ

天保4年 6・11 町・在共殺生停止の旨、ただし川

役運上の者は除外

6・21 錢別無用の仰せ出し、当節相緩み候に
付き、家中へ再び達し

8・27 諸杉祭礼に家中の者、見物は弁当持ち
たるべく達し、町方へも触れ

10・9 無株の酒造り並びに増石人あり、酒造

り三分の二を敵守の旨

12・5 上納期限(十二月十四日)敵守の触れ

12・21 御既御入用粉糖(糠?)抜き売り禁止の

達し

天保6年 正・15 在方に於いて盗み鉄砲用い候者相

聞こえ、繁々相廻り候様触れ

4・7 御城山の杉苗踏み荒らし候者これ有り、

入り込み無用

8・11 他所銀札通用心得違いの者これ有り、

町・在へ相達し候様

天保7年 正・9 雨天以外の下駄ばき禁止(家中へ)

天保8年 3・7 大塩平八郎らの人相書相触れ

4・13 他所と高い物、買い請けの節、米にて

交易するを再度禁止

4・29 時疫流行に付き、薬法方大目付より相

触れ

5・朔 山椒畑、八坂辺にて薪望みの者、勝手

に取り候様達し

5・7 家中、町方等の壁を疵付ける事致さざ

る様触れ

5・18 厩用粉糖、家中より買い集め方再度触

れ

6・16 谷山川筋へ塵芥捨て申すまじき事重ね

て触れ

12・5 町・在へ殺生禁止の触れ

天保9年 閏4・4 家中へ無礼の町・在方へは穩便

の扱い肝要との達し

閏4・4 町・在へ国恩の訓し、武家の尊重、

上納の大切を厳しく相触れ

9・24 出郷の役人には手軽く仕給方を、大庄

屋へ達し

9・27 当分の間、東西御門夜分通路無用

10・27 公役人、論所見分の節の取り扱い方指

示

天保10年 7・11 盆中踊り見物、仏送り見物等御停

止(家中へ)

8・27 御家中、町・在共儉約相弛み、祭礼見

物弁当持ちの事も等閑に付き、達し

10・8 大庄屋へ、出郷の役人への賄い方心得

達しこれ無き様達し

10・17 薪払底に付き、増し銭等禁止の達し

(町・在へ)

12・20 薪の出買い、町方と争いになるに付き

注意(家中へ)

天保11年 2・朔 地方役、在方へ仰せ出し

2・17 山野にて入り交じり中、家中に無礼な

き様町・在へ触れ

5・朔 産物会所にて融通方触れ

5・18 家中へ浄瑠璃、狂言、踊り、仏送り見

物、嚴重取り締まり方達し

5・28 役人へ音物禁止重ねて達し

6・8 御家中家内向き、夜間用達無用、家中

無届け他行無用

6・20 糸売買に付き取り締まり方、申し触れ

7・21 町方の者、具足他方へ売り候は、申し

達しの上に致すべき旨

8・8 古物、具足他所へ売買無用、よんどこ

ろ無き場合には届け出

9・29 袴狭辺にて家中、鳥殺生の際田畑踏み

荒らしに付き、取り締まり触れ

10・15 魚、鳥留め日を変更(四、十、十七、二

十日)

12・7 質屋仲間以外質取る事無用、質は限月

外八か月有効

12・7 両親に不和熟にて、夫婦家出の者には

借宅無用

12・22 豊岡札の通用は来る晦日迄、正月より

は通用差し留め

天保12年 2・15 公儀中陰中に付き、葬儀高声に相

成らず様申し渡し

3・晦 拾い物届け出の達し(金銀は半金、物は

相当金高)

10・7 小藪、持ち主に話し合ひなく伐り取り

申すまじく触れ

11・24 米切手、銭札など他所札通用致すまじ

く触れ

天保13年 3・11 御条目仰せ出し

7・14 惣町仏送りは、十六日早朝に致すべき

旨

7・20 小人町、清水は家中混住に付き、町方

踊りに罷り越す事無用

9・晦 石灯笼、石手水鉢など十両以上の品売

り出し申すまじく町・在へ触れ

9・晦 町・在へ惇朴の風、相守るべく申し触

れ

天保14年 5・27 谷山川浚えに付き、以後閑留めや、

塵芥捨てること堅く禁止

閏9・18 諸役人へ殿様より訓戒の書付け

10・12 御目付を通じ、家中へ士風高揚の御

達し

10・24 質素儉約の触れ、重ねて申し達し

12・17 他所銀札通用禁止、重ねて達し

天保15年 10・24 殺生禁止触れ(運上これ有る者、株の

者を除く)

12・4 二重質入れ禁止。なお、質入れは奉行

所に届け出の上(田畑等)

弘化2年 3・17 家中子弟の、犬噛み合わせ禁止触

れ

8・6 諸杉祭礼の華美を戒め、手軽に催しを

する様達し

8・7 江戸表への文通、猥りに致すまじき旨

御達し

弘化3年 3・21 松木御用木に付き願いの上伐採の

旨

5・4 刈り畑の儀心得違いなき様、触れ

閏5・15 刃物にて犬に疵付け候事無用、注意

触れ

閏5・15 御精進日前後の殺生に付き、心得違

いなき様触れ

弘化4年 7・朔 町方、御郡中へそれぞれ御達し
4・25 家中子女へ訓戒触れ

6・12 自由売買停止(生糸)

7・4 莫大の御借財に付き、盆・暮れの御貸し渡し願ひ出、見合わせ候様達し

7・10 長砂村下御鳥屋場の内、殺生留め場仰せ出し

10・15 御城山下伐り縄張り外まで伐採これ有り、家中へ注意

嘉永元年 4・11 改元を町在へ申し渡し(嘉永)

10・11 灯油高値に付き、よんどころ無き場合は、蠟燭相用い候も苦しからず旨

嘉永2年 6・7 役人出郷の際馳走がましき儀、これ無き様達し

6・20 山椒畑より日野辺川筋縄張りの内、当分殺生禁止

12・晦 町方にて早朝より高音に念仏、題目を唱え、鉦、木魚、拍子木鳴らすこと禁止

嘉永3年 9・朔 祭礼、身分に応じ行うべく、高音の内仏拝礼制禁

9・21 五穀は勿論、野菜物類一切他領へ売り出し禁止

嘉永4年 6・21 出立・帰着の場合、餞別・土産物無用、重ねて仰せ出し

嘉永5年 4・25 幟飾りに付き達し

5・朔 御郡、町奉行を通じ改革の御直書
嘉永6年 4・11 焔硝土、木炭御入用に付き、鑑札持参の節売り渡すべき旨

7・4 当年は稀なる照り続きに付き、火の元入念の触れ

7・7 町奉行より日照り続きに付き、明日半日休み氏神参詣致すべき触れ(九日夕 小雨、十日夕 夕立)

7・12 水戸様御隠居御逝去に付き、盆踊り禁止

7・15 仏送り、本年は十六日朝致すべく、火

を灯し申さず送り申すべき旨

8・朔 焔硝土、御家中屋敷の上、取らせ申すべき旨

8・6 持参金に拘り、筋目なき他人養子致す

まじき旨

8・6 留守居役の者共打ち交じり、酒食、遊

興の会合等無用たるべく(江戸)

嘉永7年 6・13 花火禁止の触れ(御家中、町方へ)

7・10 当盆中、踊り堅く無用たるべく、ただ

し子供はお構いなし

安政2年 12・24 疱瘡予防に種痘奨励の触れ

安政3年 正・28 木掛場に未明より出買ひ禁止、五

ツ時以後の旨

7・朔 照り続きに付き、火の元互いに気をつ

け申すべく触れ(町方へ)

12・10 木掛場薪出買ひ、当分のところ朝六ツ

時より罷り出候は勝手

安政5年 2・24 高嶋流調練について町方へ触れ

6・29 小頭以下へ綱紀肅正を達し

7・朔 盆踊りの異装禁止触れ

8・11 融通構(講?)について家中へ達し

9・27 諸国、難病流行に付き浮説触れ申すを

禁止

12・8 種痘の奨励に付き、再度御触れ

12・11 種痘に付き、極貧の者は賄い料、公費

負担の旨触れ

安政6年 2・24 たびたび盗難の上火災これ有り、

注意を御目付より触れ出し

2・25 城下より三里以上の村は、その村方に

て種痘勝手たるべく

3・25 他参願いについて、家中へ達し

7・10 盆中の注意触れ、町・在・家中へ

8・12 谷山川筋、川浚えに付き、川中のいと

取り払い申し付けを触れ

12・24 薪、炭の売買に付き触れ

万延元年 9・20 不作に付き心得方触れ

文久元年 3・朔 家中幼年の者、近頃不行作に付き、

注意達し

8・19 福成寺上大岩より畑村まで、鮎殺生留

め

文久2年 7・14 麻疹流行に付き臍に龍腦(一匁)当

てる様、達し

10・29 物価を正路に致すべき旨達し

12・20 非常の際の心得方達し

文久3年 2・24 家中若者に礼儀、髪形など注意

4・21 御郡奉行並びに在方へ、役人への音物

禁止方申し付け触れ

元治元年 6・8 鼠線香(花火)禁止触れ

10・5 風儀肅正の達し

慶応2年 正・2 文久二年十二月仰せ出されの衣服

の儀、当月より已前通り

2・8 火事にて難渋に付き、諸色下値に商う

様指示触れ

6・11 不容易時節に付き、他行、逗留願い見

合わせの旨

慶応3年 5・5 伊勢神宮地内にては胡服禁止

12・16 重大時期に臨んで御直書

慶応4年 正・14 此の度の御大変革について、家中

へ心得方達し

4・19 郡・町奉行へ若殿様より御達し書

明治元年 12・23 村々並びに町分の土地所有につい

て、お触れ

明治2年 10・3 家中へ種痘奨励を達し

12・7 表札、書上帳に付き浮説申すまじく触

れ

明治3年 正・5 男子二十歳迄、女子は十八歳迄に

婚姻の旨触れ

4・5 着服の色、髪飾り、瓦、白壁勝手たる

べき旨

5・晦 当藩の名前を唱え、無銭飲食する者あ

り、藩中へ心得を達し

13 変死・出奔

文政元年 7・朔 寺坂地藏堂にて行き倒れ人病死

文政2年 5・17 明珍磯次郎出奔

文政3年 正・15 (十二月二十九日)江戸詰め藩士土川

市左衛門、困窮に付き在所詰めし難く出奔

正・25 小御料庄町又七女房大川へ身投げ

文政4年 6・5 専(千蔵)探しに、鉦太鼓使用の

願い(鑄物師町)

6・5 長蔵十一歳、井溝にて死去(丸谷村)

6・6 専(千蔵)見当たらず夜にかけ山々を鉦

太鼓にて探したく願い

6・9 去六日昼九ツ時伊蔵十一歳水死(上野

村)

6・9 千蔵と同道にて京都へ罷り越し候利衛

門申し達し口上書

6・19 新町万吉、千蔵の件に付き偽り申し、
城下を騒がし追い払い

文政5年 9・11 幼女見性寺裏川にて水死(小御料庄

町清助娘三歳)

文政8年 12・6 下村茶臼山小屋にて、川原町丹後

屋焼死

文政11年 7・12 森井村茂助娘志の十五歳、行方相

知れず

天保3年 3・2 鍛冶屋村十一歳の娘行方知れずの

処、今朝相知れ候旨

天保7年 8・5 6 川原町新兵衛弟清三郎、行方不

明に付き鉦太鼓で尋ね度く

8・7 右清三郎、福知山定宿道具屋にて発見

天保8年 6・27 松縄手にて雷に打たれ即死(府市

場村治八郎伴初次郎)

8・2 荒木村八幡の森にて、無宿者病死体発見

見

天保9年 閏4・25 水上村下往還筋、宮内村分に行

き倒れ人(伊賀上野の人)

天保10年 7・16 川原町出口の下に、十一歳ぐらい

の乞食行き倒れ相果て

天保12年 2・朔 上野村りか十八歳、鳥居村にて水

死

6・8 荒木村善七妹しゅん、外出の処行方相

知れず鉦太鼓で相尋ね

6・25 荒木村善七妹しゅん相尋ね候へ共相知

れ申さず旨

10・4 松縄手に四十歳ぐらい乞食躰の者、行

き倒れ病死

天保14年 8・2 寺坂村で丹波胡摩村久兵衛病死

10・29 乞食躰の女、去る十八日鶏塚地藏堂下

にて行き倒れ

天保15年 5・9 足軽宅兵衛娘みわ(十七歳)変死届

(土蔵にて縊死)

弘化2年 5・朔 伊豆村外れ、大石塔の下で旅僧相

果て

弘化3年 6・7 大橋上流大洲辺で、水あび中の下

人、水死

弘化4年 3・18 進見寺観音帰り、日置の渡し船破

れ、町方二人溺死

3・20 右八太郎死骸持ち戻り、石松は赤石村

にて引き上げの由

3・26 右石松死骸、大磯村辺に流れ寄り、請

け取りに差し遣わし

弘化5年 2・15 寺坂村弁天堂にて乞食躰の者、病

死

嘉永元年 4・24 唐津山稼ぎの新町源作、行方不明

5・17 松縄手六地藏にて六十歳ぐらいの坊主、

病死

嘉永2年 5・6 称名寺下男新六、大橋下にて溺死

5・晦 上野村与兵衛子供(友蔵八歳・長蔵二歳)

水死

嘉永3年 正・晦 川原町?彦三郎四十五歳、見性寺

橋より落ち水死

5・67 七軒町御中間利助(八十二歳)行方不

明の処、豊岡松縄手にて発見

9・21 松縄手高石塔前川原にて旅人の伴(二

歳)、病死し丹信庵下に埋葬

嘉永4年 3・13 御陸尺新平、当正月十六日出奔

7・22 材木町大工喜四郎伴孫四郎出奔

7・28 右昨夜深更罷り帰り候由

嘉永5年 正・14 奥山川七軒町板橋の杭に、二歳ば

かりの男子水死体かかり候由

3・8 水原九郎兵衛出奔に付き、家族共早速

引き払い申し付け

3・9 八日夜右家族引き払い、領分境伊豆村

迄下目付見届け

嘉永6年 10・10 松畷六地蔵裏へ無宿者、行き倒れ

12・7 先達ての紛失刀一件に付き内尋され、

岩波健三郎出奔

12・21 岩波紘、三男健三郎出奔に付き、慎み

仰せ付け

嘉永7年 2・12 義倉中間源次、出奔

4・18 昨十七日新町佐助娘やす(十四歳)、木

小屋にて縊死

4・20 二月二十七日多田弥太郎伊佐村桜井宅

へ罷り越し帰り申さずに付き届け

5・8 多田弥太郎行方相知れず、親類より出

奔届け

安政2年 4・11 口小野村宇右衛門母、袴狭村溜め

池へ身投げ、善七救助

4・12 右母四十二歳袴狭村岫溜め池にて水死

7・10 弘原町分松縄手、高石塔に行き倒れ人

あり丹信庵へ仮り埋め

安政3年 正・10 12 袴狭村辰平娘るい、市場村尼寺

にて変死

正・19 尼禅戒の吟味、陰聞きに罷り越し

正・24 禅戒自供書

2・11 寺坂村下井、井溝へ水死人

2・12 寺坂村にて水死の周蔵（久畑村源助伴）

死骸引き取り願ひ

7・13 寺坂村繩手にて飛脚雷死（丹波天田郡板

生村茂三郎）

7・29 弘原上村重左衛門、上野村（百合地内）

にて水死

8・晦 甚治郎、村預け中出奔（鍛冶屋村）

安政4年 6・26 親類預け中の堀部善蔵脱走

6・27 堀部善蔵一件の口達書、不審に付き差

し下げ

6・27 小林啓助出奔

6・晦 堀部欽之丞より申し達し書、並びに親

類共へ申し付け方

7・朔 堀部欽之丞切腹一件

7・2 堀部欽之丞家族親類三家にて引き取り

7・10 出奔の小林啓助家族、親類へ引き取り、

屋敷は差し上げ

7・27 堀部善蔵出奔により、親類へ慎み仰せ

付け

安政5年 5・晦 鳥居井関下水勿に、女乞食死体留

まり候由

安政6年 正・20 松縄手高石塔下へ、行き倒れ

4・3 尋ね人願ひ、鍛冶屋村（庄屋九右衛門）

4・4 右尋ね人、九日市村神主より連絡あつ

て連れ帰り

慶応2年 正・8 日野辺橋より子供兩人落ち、翌日

死去

6・27 下郷福居村で非人病死、同村字岩花へ

埋め置き

7・17 鑑ヶ淵外河原に、乞食行き倒れ其の所

へ仮り埋め（鍛冶屋村庄屋）

14 年中行事・催し物

五日興行角力許可

文化14年 3・17 座本福太夫、奥山川尻にて自芝居

十日興行願い

10・19 伊福辺花角力昨日切り

文化15年 正・14 町方今朝左義長、明朝御広庭にて

左義長

2・19 (加茂社の) 操り芝居、二十一日顔見世

二十二日より本芝居

文政元年 9・20 曲馬興行に付き、家中見物御免の

願い

文政2年 4・晦 心光院芝居、二十七日切りにて相

仕舞い

文政3年 正・5 左京ら西御殿にて松囃子

正・7 例年の通り御台所へ万歳罷り上り候由

正・15 今朝例年の通り、御門前にて左義長滞

りなく相済み

文政4年 正・15 今朝例年の通り御門前にて左義長

正・15 昨日町方左義長相済み

文化12年 正・15 今朝御門前において左義長、町・

在は昨日相済み

9・29 福成寺境内において、花角力興行

10・12 13 殿様、大殿様、角力を御覧。下され

物

11・7 川原町裏橋、架け替えに付き、角力興

行

12・朔 新町勇取り長歳、鋳物師町にて角力稽

古

文化13年 正・14 御城下左義長今朝、明朝は御広庭

にて左義長

2・6 勇取り長歳如来寺にて花角力相願い

2・15 花角力無用に付き、奥山川尻にて晴天

4・15 自芝居興行願い(万歳・座元福太夫)

5・18 下川原に於いて致し候芝居、昨日切り

にて相仕舞い

5・25 きりん興行、晴天三日興行赦免申し付

け

文政5年 正・元 正月中出仕之儀申し談じ

正・元 惣出仕、五ツ半時揃い御小納戸を以つ

て年頭御祝儀申し上げ

正・2 休日

正・3 町方、在方、神社御目見え

正・3 御話初め、西御殿御松囃御祝い

正・5 御具足御祝い

正・6 三か寺本高寺へ御仏詣

正・7 七種御祝儀、台所へ万歳

正・14 今朝、町方左義長

正・15 今朝、御広庭にて左義長

5・5 端午に付き惣出仕(五ツ半時)

7・7 七夕惣出仕

12・28 麻上下着用惣出仕、歳暮御祝儀

文政6年 2・15 奥山川尻にて相撲興行願い(勇取

り長蔵)

11・16 玄猪(げんじよ)(亥の子)御祝いに付き、五ツ半時

麻上下着用惣出仕

文政9年 正・7 来る十日辰の日に付き、御城並び

に御殿その外屋根へ水打ちを申し達し

文政10年 10・15 磯部境内に於いて、晴天三日間花

角力興行(西林寺)

10・21 磯部境内花角力、家中の面々も見物差

し許し

文政12年 12・21 智明院境内にて角力興行、家中見

物差し許し

天保2年 10・11 東御門外の相撲見物差し許し触れ

(家中へ)

10・15 今四ツ時揃い、昨日と同様相撲見物、

大殿様は兩日多門より透き見

天保8年 7・7 七夕に付き惣出仕

天保9年 正・10 節分に付き暮れ時出仕、御祝儀申

し上げ、年男福大豆でこれを囃し

天保10年 9・17 如来寺にて勇取り長藏、追善花角

力興行願い

天保13年 3・6 自芝居、奥山川尻にて興行願い

(手辺村福太夫)

天保15年 9・4 角力興行、晴天六日間如来寺に於

いて仕り度く願い(佐野屋平治)

9・17 花角力、家中見物差し許し

弘化2年 10・11 玄猪御祝い

10・11 殿様へ相撲を御覧に入れ度き旨御願い

(大坂館入り商人)

10・14 殿様、御対面所前御広庭に於いて、相

撲を御覧(十五日も)

10・17 相撲取りへ下され物

11・10 鶴沢清七、師弟のさらえ浄瑠璃願い(天

王寺屋兵藏)

弘化3年 4・25 竹本文字太夫揚湯の節、浄瑠璃さ

らえ西方寺で致し度く願い

8・12 如来寺にて花角力興行願い(七味屋嘉兵

衛ほか)

10・12 竹本文字太夫、さらえ浄瑠璃許可(大

鍛冶細間かつら屋後家)

嘉永元年 3・7 稽古浄瑠璃五日の興行願いのとこ

ろ、三日間許可(丹波屋庄七)

4・21 手づま師(越後人五人)城下巡回願い、

許可

嘉永2年 4・15 江戸両国の力持ち曲技、晴天五日

の興行願い(河原町)

嘉永5年 正・11 節分と左義長重なり、左義長は一

日延ばし十五日に願い出

慶応元年 4・18 大坂響灘一行、角力興行願い(川

原町伊佐屋ほか)

慶応2年 7・8 公武容易ならざるの時節に付き盆

踊り停止

15 異 変

天保7年 8・23 当月二十一日美含郡若松一日市辺

に薄雪降る、近世希有の儀

天保15年 3・7 檜の木の枝に鹿の角生え付き、枝

打たず(上村吉郎右衛門)

嘉永2年 閏4・11 奥山村弥三七方にて、当春二月

白牛出生

